

# ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

## < 第14号 >

令和7年第4回沖縄県議会（6月定例会）

令和7年6月18日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第14号>

---

### 開会の日時

年月日 令和7年6月18日 水曜日  
開 会 午前10時0分  
散 会 午後3時18分

---

### 場 所

第2委員会室

---

### 議 題

1 監査結果報告書（令和6年11月26日付け請求）について

---

### 出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己

委 員 大 田 守

---

欠 席 委 員

委 員 当 山 勝 利

---

説明のため出席した者の職・氏名

代表監査委員 渡嘉敷 道 夫

---

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

監査結果報告書（令和6年11月26日付け請求）についてを議題といたします。

本日は説明員として、代表監査委員の出席を求めています。

それでは、ただいまの議題について、代表監査委員から監査結果報告書（令和6年11月26日付け請求）の内容について概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 委員の皆様、おはようございます。

代表監査委員の渡嘉敷でございます。本日はよろしくお願いたします。

ただいま表示しました説明資料、監査結果報告書令和6年11月26日付け請求の概要の1ページ目を御覧ください。

初めに、1、議会からの監査請求事項についてであります。

令和6年11月26日付で、沖縄県議会から次の6つの事項に係る監査の請求がありました。

1つ目は、沖縄県DC事務所株式会社設立の適法性。2つ目は、ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明。3つ目は、ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性。4つ目は、ワシントン駐在に係る資金の流れに関する実態の解明。5つ目は、本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性。6つ目は、本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性となっております。

次に、2、監査の実施についてであります。

監査については、職員による監査を令和6年12月26日及び令和7年3月7日に実施し、監査委員による監査を3月24日に実施いたしました。

なおこの間、書面による監査を並行して行っております。

次に、3、監査の結果の主な内容について御説明いたします。

請求事項（1）法人設立の適法性に関しましては、（1）沖縄プリフェクチャーDCオフィスインク——本報告書におきましては本件法人としております。この本件法人を設立するに当たって、県は起案文書を作成しておらず、事務決裁規程で定める意思決定手続を行っていません。このことは、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものであります。

（2）本件法人を設立するに当たって、県は、公社等の指導監督要領等を踏まえた検討や調整を行っておらず、適正な事務処理であったと認められない。

（3）本件法人の設立目的、設置の必要性も含め、県は適切な法人の形態について改めて検討、整理する必要がある。また、本件法人の定款には事業目的の記載がないが、記載することが適切である。

説明資料2ページ目を御覧ください。

請求事項（2）庁内の意思決定に関しましては、（4）本件法人への出資に係る県の意思決定を示す文書が確認できなかった。このことは、意思決定の手続がなされていなかったと判断するほかになく、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものである。

（5）取得した株券について、規則に基づく関係課への送付や報告、公有財産台帳への登載を行わず、再委託先の事業所に保管したままであったことは、不適正な事務処理であると認められる。

（6）県は、委託料からの管理運営費の支弁を含めた本件法人に対する財政支援の在り方について、国や県の指針等を踏まえ、改めて検討する必要がある。

請求事項（3）駐在職員の身分の取扱いに関しましては、（7）ワシントン駐在職員が本件法人の役員を兼ねること等について、法令等に基づく営利企業従事許可及び職務専念義務免除に係る申請及び承認手続が行われておらず、不適正な事務処理であると認められる。

請求事項（4）資金の流れに関しましては、（8）本件法人の銀行口座について、ワシントン駐在に係る委託事業の受託事業者からの入金及び再委託先への出金があることが確認できたが、全ての入出金の内容を確認することはできなかった。

（9）本件法人において、設立当初から会計帳簿が作成されておらず、本件法人に係る入出金の内容を詳細に確認できなかった。

(10) 本件法人の会計経理について、県による適切な指導がなされていなかった。

請求事項(5) 経営状況報告に関しましては、(11) 本件法人の設立以降、地方自治法に基づく本件法人の経営状況報告について、当該書類の作成及び議会への提出が一度も行われていなかったことは、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものである。

請求事項(6) 本件法人への出資金に関しましては、(12) 委託料からの本件法人への出資について、執行部において事前に十分な検討や調整が行われておらず、県議会における平成27年度の予算審議においても執行部から説明がなされなかったこと、出資に当たり意思決定手続を行っていなかったことも併せて、不適切な事務処理であったと認められるとしております。

次に、説明資料3 ページ目、4、勧告について御説明いたします。

請求事項4、資金の流れに関して、監査の結果、不明な点が残る状況となっていることを踏まえ、特に措置を講じる必要が認められるとの判断から、地方自治法第199条第11項の規定に基づき、知事に対して、令和8年3月31日までに次の措置を講ずることを求めております。

(1) 本件法人に係る入出金の内容を明らかにすること。(2) 県の委託事業に係る委託料が、当該事業のために適切に支出されたことを確認する観点から、令和27年度以降の各年度ごとに、ワシントンコア会社が本件法人の銀行口座に入金したとする当該委託料の一部が、当該年度の委託業務のどの経費に対して出金されたかについて確認できる資料を徴するなど、県においてその内容を整理し、明らかにすることとしております。

最後に、5、意見について御説明いたします。

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員の意見を付記しております。

(1) 長年にわたって不適正な事務処理が行われることとなった原因として、次の2点が考えられる。

ア、ワシントンD. C. に職員を駐在させるに当たり、県庁内で事前の検討が十分行われなかったため、駐在職員と委託業者任せの状態となっていたこと。

イ、駐在職員の事務の執行体制が不十分であったため、指揮系統が機能せず、駐在職員の活動に対する指揮監督が十分に行われなかったこと。

(2) 執行部は、ワシントン駐在に係る不適正な事務処理が、平成27年度以降、是正されることなく行われてきたことを重く受け止め、その原因について、内部統制の観点からも改めて検証する必要がある。

(3) 今後、執行部において米国における情報収集、情報発信等の施策を推

進する場合にあっては、その施策目的を達成するための事務の執行が、関係法令に適合し、経済的かつ効果的なものとなるよう十分に留意するとともに、県民の信頼を損なうことがないように、適切な事務処理を行うことを強く望むとしております。

以上、監査結果報告書の概要を申し上げます。

なお、本報告、勧告及び意見については、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査委員全員による合議により決定しております。

以上で、監査結果報告書の概要説明を終わります。

**○座波一委員長** 渡嘉敷代表監査委員、ありがとうございました。

代表監査委員の報告を受けまして、大変これまでに、かつてない監査報告という感じもいたします。行政機関の最後のとりでとしてしっかりと監査していただいたことに心より感謝申し上げます。

それを踏まえて、本日もこの説明等々への質疑につきましては、しっかりと誠意をもって答えていただければ幸いです。

これより、監査結果報告書に関する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員** おはようございます。渡嘉敷監査委員ありがとうございます。

この監査結果報告書、見させていただきました。ありがとうございます。

その中でですね、今回この文書管理規程、事務決裁規程の中で、県は起案文書を作成していなかったという事実に対して、意思決定手続を行ってなくて、監査でも著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものであるというのが、ぐっと強い印象を受けていまして。県は、令和6年12月24日をもって、この知事決裁を行って治癒したと今言っている、追認して治癒したと言っている状態だと思っているんですけど。この知事決裁以前のこの本法人の扱いというのは、どういうふうな状態だったのかが知りたくて——例えば県の出先機関として成立していたのか、例えばそれで言ったら発起人である現地の弁護士が、まだ会社の現地の弁護士が勝手につくった会社という扱いになっていたのか。追認する以前の、この法人をどういう扱いだったのかなというのをお聞きしたくて。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 まずワシントン事務所というふうに一般に称されておりますけれども、これについては再度、全体的に認識する必要があるんだということがありまして、本報告書の冒頭の2ページ以降ですね、3ページの(イ)のところで、いわゆるワシントン事務所と駐在職員の職務権限というところで、改めて整理をさせていただいたところであります。

一般にはワシントン事務所と称されておりますけれども、これはあくまでも通称でありまして、県の組織上は存在しない、出先機関でもない、ということでもあります。そこには県から2名の職員が駐在として配置されているという状態であったということでもあります。その辺は、報告書の中では、3ページのほうで説明をしております。

さらにその駐在職員の職務につきましても、それぞれの本庁の異なる上司から別々に指揮を受けるような規定になっているということですので、体制についても不十分であるということでも報告の中で述べさせております。

今委員からありました、知事の追認につきましても、今回の報告事項の対象とはなっておりませんので、それについては直接判断をしておりますけれども、その是非はともかくとして、まずは法人としてあったということを前提にして、この報告書ではまとめさせていただいております。

法人については、米国において適正に設立されているということで、細かい法的な判断ということまではしていません。

○徳田将仁委員 ありがとうございます。

存在していなかったというのは、僕たちももうまさに、今監査委員が言ったとおりなのかなとも思うんですけど。この県が法人というのを設立するときにはですね、この報告書の内容から私も抜粋して話していますので、公社等の指導監督要領にのっとって設立しないといけないという前提がある中で、その中で今回の設立、登記もないし、出資、設立総会、取締役会の必要な手続に検討や調整を行うべきところがこれを行っておらず、適正な事務処理であつと認められないというのも、またこれの中に書かれていたんですけど。この、必要な手続をやらないまま設立登記を行うと、設立自体がやっぱり無効となると思うんですけど。それっていうのは、この公金支出の違法性も含めて、損害賠償責任を求められてもおかしくないんじゃないかなと感じるんですけど、どう思いますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 ただいま委員から御質問あった件につきましては、本報告書の中では対象となっておりますので、お答えは差し控えさせて

いただきたいと思います。

**○徳田将仁委員** 分かりました。

じゃ、次また別の話を聞きたいんですけど、法人の銀行口座の入出金についてお聞きしたいんですけど。コア社から本法人の銀行口座に入金がされている、その入金履歴については確認することができた。しかし、この銀行口座の履歴について、入金者の具体的な記載がないというのが、書かれていたんですけど。行政の事務処理として、このようなことっていいのかわかると私は感じるんですけど。そこら辺は、監査の立場から見てどうお考えになりますか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** ただいま委員から御質問がありました件は、いわゆるワシントンDCオフィス社の銀行口座の件であると思います。

その監査の結果、この銀行からの資料によりますと、入出金について相手先が分かるものもありました。それについては記載させていただいたんですけども、一部についてはこの記載がなくて確認することができなかったということをお述べております。

監査の報告内容としては、以上でございます。

**○徳田将仁委員** 監査の立場から見てですよ、こうやって入出金があるのは確認できるものはできている。でもできていないものがこれだけあるよということもあると思うんですよ。僕たちも今までさんざんやって来たので、それを提示してくれとずっと言ってきたので分かるんですが、そういったこの行政の事務処理というのは、監査としてどうお考えになりますか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** ワシントンDCオフィス社の銀行口座の例については、おっしゃるように不明な点があるということでありましたので、これについて執行部の説明では、委託料の一部が銀行口座を経由して、再委託先に支出がされているというような説明を受けております。

それで、委託料の資金の流れを確認するという観点から、それはしっかり確認する必要があるだろうということで、最後の勧告の中で、そのことについては明らかにしていただきたいということでその措置を求めたところでありませう。

**○徳田将仁委員** この勧告の話をしたいんですけど、この内容の提示を来年

3月末というのを期限として定めたと思うんですが、その監査当時には、やはりまだワシントン事務所の完全閉鎖というのは決定していなかったと思いますので——3月だったのかなというのは感じるんですけど。今完全閉鎖して、もう事務所の書類とかも全てこっちに来た中で、これを早めることというのは可能なかどうかをお聞きしたいと思います。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 勧告の中でもですね、求めているのは県に対して整理してほしいということを求めております。ですので、この法人が解散しているということは私も新聞報道の範囲でしか聞いておりませんが、仮に解散をして整理されたのであれば、その最終的な清算というのが行われたと思いますので、そのときの県が出資した100%出資した法人の清算がどういう状況を清算したのかということは、当然そこは明らかになるべきでありますし、そこに至るまでの各年度の決算状況はどうだったかということも、できる限り資料収集するなりして、県において整理をしていただきたいということで勧告をしたところでございます。

**○徳田将仁委員** ワシントン事務所に書類があるからとか、いろいろここに書類があるからとか、その書類は今どこにあるのか分かりませんとかという中で、今全ての書類が来たので、別に3月まで待たずとも、別にあつたなかったも含めて、あと9か月待つ必要はないのかなと感じるんですけど。そこら辺で早める可能性とかがあってというのはあるんですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 勧告については、特に期限を設けるということは法定されているわけでありませんが、一定の期限で区切りをつけないといけないう趣旨から、新たなその在り方の検討等もあると思いますので、そういったほかの作業等も踏まえてですね、今年度中にはやっていただきたいという趣旨で付したところであり、令和8年3月31日の期限までに講じることとしておりますので、執行部においてはできる限り早く対応していただけるものと考えております。

**○徳田将仁委員** この3月31日——例えば、もし県が期限の3月31日までに出不さない場合って、何かしらのペナルティーとか何かあるんですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 地方自治法上、勧告することができるとなっておりますけれども、法的な拘束力というのはございません。

ただし、相手方についてはそれを尊重するということが求められますので、仮にその期限までに出ないようなことがあれば、またその際に、監査委員において何かしら協議をするなりして検討することになろうかと想定しております。

**○徳田将仁委員** 今、言わば3月31日までに県が出してくれる。これは信じるしかない。県は、ただこの県の体制の在り方について今話したと思うんですけど、その在り方ということ自体が、去年の10月にこの問題というのが浮き彫りになったんですね。9月議会で10月に浮き彫りになって、これまでに設立に関わった方々に、私もさんざん話を聞いてきたんですよ。本当にいろんな方々に話を聞いてきて、その中で、事務所が株式会社だったっていうことを初めて知ったとか、覚えていないとか、関わっていないもう皆さん本当に知らぬ存ぜぬと、今もうずっと繰り返している状態なんですよ。

それを監査の方々も多分それは同じように感じたのかなとは思いますが、今さっきのこの県の在り方の話で言えば、この10年もの間この公金をずっと支出して使ってきた県の対応として、監査委員としてはどういうふうに思いますか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** この件につきましても、監査委員の合議としてこの報告書の中で触れている部分ではありませんので、この場では差し控えさせていただきますと思います。

**○座波一委員長** どういうふうに感じるかということも答えられませんか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** その部分につきましては、意見のほうで述べさせていただきますけれども、まずそもそも駐在職員を派遣するに際してどのような課題があるのか、あるいはどのような体制が必要なのかということ、事前に十分に本庁内で検討されないまま駐在の配置が行われたということが、まず原因の一つであったというふうに考えております。

またその後にもですね、法人がある問題について、一部については、駐在職員も知っていたということもありますので、それをきちんと組織的に議論がされなかったということが、一番対応としてはまずかった点なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○徳田将仁委員 だから先ほどから、この在り方の問題を話したときに、監査としては、この行政の公金がどういうふうに使われているかをやっぱりしっかり監査しないといけないという点では、議会もそうなんです。それが、この10年でこういう使われ方をして、さっきの入出金も誰がやったか分からないとか、誰がこれ資金を出したのか分からないとか、今行政がこういう状態なんです。その状態に対して監査としてはどう感じていますかという話です。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回の報告書の中でも、議会から6つの項目で監査の請求を上げていただきましたが、特にこの資金の流れのところについては、委員がおっしゃったように、その入出金の状況が不明な点があったというところが残っております。

これにつきましては、県の公金が委託料として支払われたということで、各年度の委託料については毎年度事業が行われて精算がされているということですが、その中で今回の法人が中に入って、その中を経由した資金の動きがあったということでもあります。その法人についても、県が100%出資してつくった法人であることからすれば、その法人でどういう取引が行われたのか、あるいは入出金の状況がどうだったかということは明らかにすべきであろうということで、特にこの2点について勧告で適切な措置を求めたというところがございます。

○徳田将仁委員 すみません、最後に。要はお金の話で言えば、監査のこの話をして、その点については今話を聞いて分かりました。

ただ、もう一つ監査として大事なのは、この沖縄県の指揮系統の今の現状も、そこも監査をしっかりとすべきなのかなとも思うんです。これは言われたものだから、これをやろうとかというのも分かるんだけど、ただ本当にこの指揮系統の悪さは、誰が指揮したかも分からないとか、このような状態はこれも監査としては見過ごせないと思うんですね、私は。議会もそう言っているんですけど、そこら辺も少しお答えしていただきたいなと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 まさに今委員がおっしゃった点については、意見の中でも、指揮系統の体制というのが、その事務をするに当たって規定上適切であったかどうかというところの疑問が残るところでありますので、その辺も踏まえて今後しっかり対応していただくように意見の中で求めております。

○徳田将仁委員 以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 本日ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
監査請求結果報告書を基に質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず6ページですね、(2)の判断。

徳田委員からもあったんですけども、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するというのがあって、設立に当たっての部分、起案書が作成されておらずのところなんですけれども、その後、監査も調べていると思うので、この事務を行った者は確認できましたか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑内容について、宮里委員から手続を進めた人は誰か分かったのかとの補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。  
渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査で確認した中では、その文書による決裁が行われていなかったというところまで確認しております。

○宮里洋史委員 では監査では、実態的にどなたがこの手続を進めたかの確認をされていないということですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回の報告書では、そこについての確認の記述はしていません。

○宮里洋史委員 分かりました。

次に行きます、9ページの下の方の(2)の判断のところ、県による出資の意思決定する文書が確認できなかったと。県から法人への出資についての意思決定の手続がなされていなかったと判断するほかなく、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するとあるんですが。執行部からは再三再四、委託

料から出資できますというお話を我々は受けているんですけども、これは違法の出資という判断をされたということなんですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 監査請求事項の2においては、庁内意思決定に関する実態の解明ということで、これは出資に関する意思決定がどうだったかということでの請求だったと思っております。これについては、判断で書いてあるとおり、意思決定文書は確認できなかった。このことは県の名義による本件法人への出資についての意思決定の手続がなされていなかった。このことについては、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものであるというふうに判断をしたものであります。

報告書の中では、以上でございます。

**○宮里洋史委員** そうするとですね、執行部の件なので監査とは別なんですけれども、執行部は委託料の中から出資することは可能ですと、しきりに我々には説明しているんですけども、監査としてはそうであっても、ちゃんと意思決定がなされていないと出資ができないという判断になるということですよ。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の監査請求事項の中では、出資金に係る支出方法の適法性については、別の項目6のほうで聞かれております。その中においては、委員がおっしゃるようにその委託料の中からできるという執行部の説明がありましたけれども、それであっても予算に計上してあるのであれば、その際の審議の中では説明されるべきのものであろうということ、その項目の中では記載をしています。まず議会でも予算の審議の中できちんと審議されるべきではなかったかという点と、それからその前の出資の庁内での検討、また今おっしゃった意思決定手続を行っていないことも併せて不適切であるということ、判断をしたところでございます。

**○宮里洋史委員** すみません、改めて聞くんですけども、委託料から出資金を支出することは可能ということですよ。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の判断の中で直接その記述はしておりませんので、明確には申し上げにくいんですけども、これまでの執行部の説明、それから地方自治法上の規定からすると、委託料の中から出資をするということが直ちに違法ということではないと、私としては考えております。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

次の質問に行きたいと思います。11ページの上からのキですね。

指導監督要領9において、会社法人の管理運営費に対する財政支援を行わないものとされているが、受託事業者の委託を通じて行われる本件法人のパソコンや事務所等々は財政支援に相当するものと考えられたことから、指導監督要領に反する取扱いとなっておりとあるんですけれども、この反する取扱いを行った場合はその後どうなるんですか。

要するに、これは監査の指導要領ってことですよ。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 これは監査委員の要領ではなくて、執行部における要領でございます。

○宮里洋史委員 それに反した場合って、今後どういった取扱いになるんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 そこについても、今回の報告の中では触れてはおりませんが、自ら定めた要領については執行部においてそれに従って適正に運用されるべきだろうというふうに考えております。

それに反した場合については、ちょっと監査のほうでは申し上げられません。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

次の質問に行きます、13ページのイですね。

これは職員の職務専念義務の免除について書かれておりますけれども、職務専念の義務を免除されることもありますよという部分だと思うんですが、その場合、免除されている方に対して、県庁からですね、この自治体から給与をお支払いすることはできるんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この件につきましても、今回の報告書の中で触れている部分ではありませんので、ちょっとお答えは控えたいと思います。

○宮里洋史委員 監査業務全般について、僕の認識不足なのかもしれませんけれども、そういった支出、給与の支払いに対しても、監査の対象なのかなと思っただけの質問なんです、その部分はいかがですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回はこの報告書の内容について御説明するとい

う場だと考えておりました、その内容については監査委員の合議によって決定されたものでありますので、一般的な監査の話だと思えますけれど、それに対するお答えはちょっと今できかねますので、御了承願いたいと思います。

**○宮里洋史委員** 委員長、一般論でも回答いただきたいんですが。やはり入出金に関して、代表監査でもありますし、全体を見ていると思うんですよね。要は公金の支出に関してなので、それはちょっと聞きたいのですが。

あと身分の取扱いについても、今回の監査請求でも書かれておりますので、そういった部分で回答いただければと思うんですが……。

**○座波一委員長** 代表監査委員、そこはですね、可能な範囲で誠意をもって答弁していただければと思います。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 一般論で申し上げますと、給与の支払いが規定等に基づいて、適正に支払われているかどうかというのは、監査の対象に当然なります。

今回の報告書の中におきましては、職務専念義務免除、また兼業については、地方公務員法で定めた手続に沿った手続がなされていないという判断をしております、それに対しては不適正な事務処理というふうに判断したところでございます。

**○宮里洋史委員** 職務専念義務免除という言葉の部分で聞きたいんですけど、これは職務専念義務の免除を受ける場合、総務部長とお話ししてやらないといけないよと書かれていると思うんですけども、その職務専念の免除というのは、公務員としての職務の専念の免除って意味ですよという質問です、法人に行くわけですから……。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 公務員としての職務が免除されるという意味であります。

**○宮里洋史委員** そう書かれているので、そういう質問なんですが、その場合その方に、公務員として給与を支給することはやっぱり難しいですよって質問です。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** この件につきましても、特にこの今回の報告書の

中では、監査委員の合議により決定した内容等の中では触れておりませんので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

○座波一委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 それでは18ページ、お願いいたします。

委託料の支出について、様々ここでは項目で書かれていると思うんですけども、先ほども御説明あったんですが、委託料として処理されていまして。暦年処理されていまして。でも実態は、中に法人も入っていたと。お金がこう移動していたということなので、入出金履歴を明らかにしないとイケないという監査報告だと思うんですが。その場合ですね、このワシントンコア社にお支払いしていた委託料の処理は適正だったのか、どのように判断されるのかなと思ってですね。返還請求対象、いわゆる委託料の事業内容からほかのところにも払っていたのか。実態として分からなかったわけなので、その委託料の支出、公金の支出自体は適正だと判断されるんですか。そこら辺を聞きたいです。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 各年度の委託料につきましては、各年度で精算をされていて、一応完結をしているという処理になると思います。

ただ今申し上げたとおり、その間のワシントンDCオフィス社を経由しているお金についてもですね、どういう名目に入ってどういうふうに出ていったというところは、また別の整理が必要だと思いますけれども、少なくとも沖縄県の公金の管理としては、県から入った委託料というのは、しっかりとその委託業務に使われたということは、まず県においては最低限説明する必要があるだろうということで、今回この勧告の中でそのことを求めたところであります。

ですので、全体の整理でですね、入ったお金と出ていったお金が一致していてそれはどの経費に充てられたということを、まずは明確にさせていただきたいというところでございます。

○宮里洋史委員 今の時点で——もちろん全てを見ないと把握はできないんですけど、今の時点で委託料として支出していた中身の中から、DCオフィス社のお金が流れているわけじゃないですか。その場合の領収書上は、マーキュリー社へ直接払った領収書だったかも分かりませんが、委託料の実績報

告の中でも。でも実態は、DCオフィス社のお金を流して、そこから支払っていたと。二重の領収書みたいな処理がされていたわけですね。それはもう今時点で分かっている——要するに委託料の中から、このDCオフィス社の運転資金を入れていたというのが分かっているわけですから、でもそれは実績報告書の中では今まで全く載ってこなかったわけじゃないですか。その場合、当時は委託料としてそのペーパー上で実績報告はちゃんとしていたから払っているけれども、遡ってそれ自体は実際の実績報告書として処理してよかったのかなという疑問は、監査委員の中から出ませんでしたか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** そういったお金の流れも含めまして、まだ不明な点があるというところで、監査委員の中では、この点に関しては、しっかりと措置を求めるべきだろうということで、ワシントンDCオフィス社を経由したお金の流れというのを——しっかりと委託料との関係でどうだったかというところを、まずは確認する必要があるということで、合議の上、この今回の勧告に至ったところであります。

まずはその結果を見て、あとそのことと委託料との整合性をどうするかというのは、また次の段階なのかなと考えております。

**○宮里洋史委員** それでは監査委員としては、さらに調査が必要ということなので、過去のこの委託料の支出については、適正であるとはまだ判断できないということですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今の御質問の件につきましては、監査委員の合議についての判断をしたわけでありませぬので、ちょっとお答えは差し控えさせていただきますと思います。

**○宮里洋史委員** 18ページの(5)なんですけれども、職員が駐在所として、事務所として借りていた場所は、沖縄県が借りている契約書になっているってあったんですけれども、その部分はどなたが沖縄県として契約したのか、もしくは、このお支払いをどなたがされていたかというのは、確認取れたんですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** ただいまの委員の御質問について、18ページから19ページにかけて記載してありますとおり、事務所の賃貸借契約においては、契約書に借主として、「O k i n a w a P r e f e c t u r e G o v e r

nment」沖縄県と記載されていたと。また、その賃料につきましては、ワシントンコア社が、沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業の委託料の中から、直接貸主へ支出をしていたということを確認しております。

○宮里洋史委員 この契約は、どなたが書いたかというのは確認したんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 誰が書いたかというところは、事実の確認の中では、記載しておりません。

○宮里洋史委員 この部分はですね、沖縄県が契約しているという内容になっていたものですから、やっぱりどなたが沖縄県の名前を許可を取ってやったのか、勝手に書いたのかという部分が残りますので、質問させていただきました。次に行きます。20ページですね、下のほうの（２）判断のウですね。

県の公社等外郭団体に対する財政支援の状況についての部分の、アディショナル・ペイドイン・キャピタル、よく出てくる追加払込資本という部分なんですけれども、監査では、この資本は委託料を経由してDCオフィス社に入っているんですけれども、この中身、純資産に入っているこの資本の取扱いを監査でどのように判断されているんですか。出資ですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この件につきましては、監査の中で、その部分についての判断はしてはおりません。

○宮里洋史委員 監査報告の中では、過去ずっと決算報告もなかったみたいなお話があったので、そこも執行部に指摘されていると思うんですけれども、この法人の貸借対照表——要するに資産の取扱いというのも、やはり監査の確認項目だと思うんですね。そこら辺はいかがですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 地方自治法上は、財政援助団体に対する監査という権限がございまして、監査委員も必要に応じて——例えば出資をしている法人等については監査をすることができるというふうな規定がございまして。

行うとすれば、そういった規定に基づいてですね、直接その法人について確認をするということは、自治法上は想定されております。

○宮里洋史委員 自治法上ではというお話なんですけど、このDCオフィス社に対してはまだそういったことはされていないということなんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 財政的援助団体等に対する監査の対象につきましては、各部局からですね、対象となる法人を挙げていただく。その中から、監査すべきところを設定していくわけですが、これまではこの法人、当該法人が存在している、こういう法人があるということの報告がありませんでしたので、これまでは対象になっておりません。

○宮里洋史委員 今回、議会監査請求の中で、これを請求があったので調べていただいたんですけども、この調べている過程で、この通常の、この会社の資産表についての監査は行っていないということですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回のワシントン駐在に係る事案についても様々な問題点が議会でも議論されておりまして、たくさんの細かな事務・事業についての御指摘があるということは承知しておりますが、今回の監査におきましては、まず6項目についてお答えするというを中心に監査をしてまいりましたので、全ての事項について調査をするということは物理的にもかなり難しいところございまして、御質問の件について直接は判断をしておりません。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員長から、この点は重要なところなので改めて答弁するよう促しがあった。)

○座波一委員長 再開いたします。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 まずはですね、県が出資した法人というのが、どういうふうな取引がなされたのか、どういうふうな入出金がされたのかということは当然明らかにされるべきで、そのために地方自治法上も知事には関係する法人の経営状況を議会に報告するという義務が課されていると考えております。

その中で、当該DCオフィス社につきましては、会計の帳簿等が整理されていなかったということもございましたので、今回の勧告の中での(1)番に該当するところですが、本件法人に係る入出金の内容を明らかにすることということで表現をしております。会計帳簿、総勘定元帳とかですね、そうい

ったものを示せば一番全体が分かる話ですので、それを求めたいところであり  
ますけれども、なかなか資料が10年間の資料があるかどうかというのも定か  
ではないというところで、その趣旨も踏まえて、執行部においては、できる限り  
の整理をすべきであるということで、この本件法人に関する入出金の内容を明  
らかにすることという表現で求めたところであります。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、DCオフィス社の通帳に誰からの入金か分  
からないので、やっぱり入出金の確認をさせてください、今言ったように帳簿  
全て起こして見せてくださいってあると思うんですね。

一応、DCオフィス社の決算書、申告書を見るとですね、全部、資本で処理  
されているわけですよ。これは議会でも再三答弁があります。追加払込資本で  
処理しましたと言っています。これ全部県からのお支払いですよって執行部  
は答弁でも言っているんですね。これ委託料から全部県が払っているの  
で、県が追加払込資本していますと言っているんですね。

ただ、今、入金が分からないってずっと言っているわけなんですよ。要する  
に入金先が誰か書いていないし、処理の帳簿も決算書ベースでしか——1年間  
のゴールのものしか見ていないから実態はまだ分かっていないわけですよ。こ  
れまだ、今もですね、これ県の会社って言えるんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 執行部におきましては、恐らく過去の口座の入出  
金の状況を参考に、法人におきましては決算書というのを作ってそれを県にお  
いて議会に報告したということではないかと考えております。

ですので、まずはこの銀行口座の入出金の状況というのを明らかにするべき  
だろうというところで、勧告の中で求めております。

○宮里洋史委員 これは監査は監査の判断があると思うので、質問なんですけ  
れども。県は1000ドル入れて公有財産登録したから100%県の子会社って言っ  
ているんですけども、その1000ドルの履歴も見れないし、今、入出金も分か  
らない。追加資本というのは——もし、もしですよ、委託料から払ってワシン  
トンコア社名義で追加資本を入れていた場合、そしたらそこは純資産の部に入  
るので、出資に当たるんですね。純資産に入ってくるのは、全て出資に当たる  
んですよ。その場合、株式割合が変わって、そもそも県の会社ではない可能  
性も出てくるわけですよ。

なので、監査として今時点ですよ、これは県の100%子会社というのを判

断できるんですかということを知りたい。適正に県の子会社と判断できるのか。入出金が分からないから……。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 大変恐縮ですけれども、今回の報告書の中におきましては、今の観点での事実確認、それから監査委員としての判断はしておりませんので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○宮里洋史委員 すみません、再三。監査としては、県の子会社として判断しているということですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査で確認した中では、県が100%出資をしたところまでは確認をしております。

○宮里洋史委員 以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひいたします。私たち委員会、これまで回を重ねてまいりました。いろんな参考人からお話聞くと、特徴的なのが株式会社だったということは分からなかったと。これは知事も含めて言っていますね。みんな何らかの法人を設定したんだけど、株式会社だったというのが去年の議会で明らかになって問題になっているわけです。監査結果でもこの意思決定のところを報告として書いているんですけれども、本来あるべき姿というのはどうだったのかという観点で質問をしたいと思います。

この概要の中の1ページで、監査結果の主な内容の(1)ですね。

法人設立に当たって、県は起案文書を作成しておらず、事務決裁規程で定める意思決定手続が行われていなかったということが、著しく適正を欠いているということなんですけれども。この起案文書を作成したり事務決裁規程の手続を行うのは、本来はどのレベルからやっていくのか。課長レベルで起案をして、この規定はどういうふうに進められるのか。本来あるべき姿はどういうものなんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 まず意思決定するに当たっては、その文書によるものが基本であるということで、まず起案については、担当者が起案をします。

その場合に、場合によっては課長から始まる場合もあるかもしれませんが、その起案の事案の内容によって、決裁権者がそれぞれ規定で定められているということでございます。

○比嘉瑞己委員 場合によってはというのが今あったんですけれども、この事務決裁規程というのがあるわけですよ、そこではそういうのは明確に書かれてはいないんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 その事案の内容ごとに、決裁区分というのは規程で定められております。

○比嘉瑞己委員 今回のワシントン事務所に関しては、どういうあるべきだったんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 報告書の中では6ページの判断のところになります。まず事務決裁規程第2条第1項第1号で、決裁とは、知事の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいうとされており、事務決裁規定第5条第2号では、知事の決裁を受けなければならない事項として、重要な新規の事業計画の樹立及びその実施方針を決定することが規定されております。

しかし、今回ワシントンDCにおいて、本件法人を設立するにあたって県は起案文書を作成しておらず、事務決裁規程で定める意思決定手続を行っていません。このことは著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものであるということで、判断として記載をしております。

○比嘉瑞己委員 受けなければいけない事項というのは、ここに書かれているとおりなんですけれども。では、これをどの職員がどのレベルのところからやっていかないといけないのかというのが見えないと思うんですよ。県は、というふうになっているものだから。そうすると、その担当部署や部署内ですね、向こうがやっているだろう、こっちがやるべきだみたいになっていって、結局責任が曖昧になったがために分からなかったんじゃないかなというふうに印象を受けたんですけれども。その点については、監査ではどんな議論がありましたか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査委員の判断としては、今申し上げたとおりで

すけれども、今の観点からの視点ということでは、今回記載をしておりません。

○比嘉瑞己委員 再発防止のためにもですね、こういった規定が決められているんだけど、じゃ、今後それをやるためにはどういった手続が必要なのかというところも、やっぱ明確にする必要があるなと思いました。

監査結果の(2)でもですね、設立に当たって県は公社等の指導監督要領等を踏まえた検討や調査を行っておらずということで、事務決裁規程の手続もやっていなくて、指導監督要領も踏まえていないとなると、これは監査にかけないと、やっているやっていないとか分からないものなんですか。日常的に本来はこれに照らしてみんなやらないといけませんよね。なぜこれができていなかったと思いますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回の報告書の中の判断におきましては、直接議会から監査請求があった事項に関連するものとして、今後の事務の参考になるようにとの観点から、できるだけ県の規則ですとか、あるいは要綱に従ったあるべき手続というのも付記させていただいたつもりでございます。

委員がおっしゃるように、これにつきまして監査が見て初めて分かるものではなくて、執行部において守るべきものとして要領が定められておりますので、日常の業務においてその要領を意識して事務を執行していくということが大事であります。この判断の中でもそのことを述べておりますので、これに基づいてですね、今後執行部においては適切に措置がされる、今後の事務に生かしていくものと考えております。

○比嘉瑞己委員 最後の意見の中にも内部統制の観点からというふうに書かれていて、そこに尽きるのかなというふうに感じました。この内部統制をいま一度、再三チェックするべきだと議会も言ってきたわけですがけれども、こうした規定や要綱等に沿った内部統制をきちんとやるという仕組みを再構築する必要があるという、これは意見でいいんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 基本的にはそのとおりでございますが、まず内部統制の意味としましては、基本的に、1つ目としては業務の効率的かつ効果的な遂行、2つ目として財務、報告等の信頼性の確保、3つ目として業務に関わる法令等の遵守、4つ目として資産の保全。この4つの目的が達成されないリスクについて、いかにそのリスクを一定の水準に抑えることを確保するために、組織的に行うものであります。

今回の事案も踏まえてですね、この4つの目的を阻害するリスクというのがどういうものであるのかというのを、いま一度考えていただきたいという趣旨でございます。

**○比嘉瑞己委員** あと監査請求事項で、この最初の設立に係る意思決定を調べていただきました。もしここで株式会社ができただって分かればですね、そのあとの身分の取扱いだったり、その資金の流れ等々も気づけたのかなというふうに思うんですね。やっぱその最初のボタンがちゃんとできていなかったもんだから見落としたというふうに参考人の意見を聞くと思うんですけども、監査としてはどうですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今の比嘉委員がおっしゃった内容、まさに意見のほうで——報告書は24ページになりますけれども、そのことを述べているつもりであります。

まず、米国において、沖縄県の情報発信や米国の情報を収集するというところで、駐在員を派遣することが施策として決まったときに、では、それをどういう体制でどういうふうに行うのか、米国法やあるいは国内法に照らしてどういう課題があるのかというのを十分に検討して行うべきだったところ、それらを行わずに派遣し委託業者にその周辺の業務を任せたとところが、今回いろんな不適正な事案が出た原因になったのではないかということが、この意見の中で述べているところでもあります。

**○比嘉瑞己委員** 最後に意見ですが、県ワシントン事務所にかかわらずに、この業務委託という手法はもう一般的になっているんですが、この業務委託の中身について我々ももっとチェックを厳しくしないといけないなというふうな感想を持ちました。終わります。

**○座波一委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲里全孝委員。

**○仲里全孝委員** 渡嘉敷代表監査委員、大変お疲れさまでございます。

ちょっと何点か確認させてください。4ページですね、平成27年5月8日付でアメリカ合衆国の——横文字ではですね、法人だと。そして翻訳では沖縄県ワシントンDCオフィス社だとというふうな文言が書かれておりますけれども、その内容を教えてもらえないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この部分については、監査委員として収集した資料等に基づいた事実を述べているところでありまして、客観的な事実として、このように記載をしているところでございます。

○仲里全孝委員 当初からこれまでですね、委員会でもこの翻訳そのものに疑義があるんじゃないかと。そうすればね、その時点で株式会社とか法人組織だとか、そういうふうなですね、会社そのものあるいは事業者そのものが出てくるんじゃないのかというふうな意見が出ているんですよ。あえてわざわざオフィス社とか。そういうことになっているから、これまでの事務手続に混乱を来したのではないのかなと思います。

ちょっと確認させてください。その法人組織での銀行口座はありましたか。確認されていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 法人名義の銀行口座があるということを確認しております。

○仲里全孝委員 代表者は誰ですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 銀行からの履歴の資料によりますと、沖縄プリフェクチャーDCオフィスインクとなっております。

○仲里全孝委員 その口座の名義人があるはずなんですけれども、その名義人——例えばですね、監査するときいろんな通帳とかそういったのを調べると思うんですけれども、これ公金ですから、公金の入出金が明確ではないということで、皆さんの意見書にありますよ。何を根拠に、そういうふうな意見書を出しているのかな。何か通帳か何か見たのかな。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 銀行口座の履歴で確認をしております。

○仲里全孝委員 銀行口座と言っていますけれども、これ沖縄県のものですか。その名義人を教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 その名義が先ほど申し上げた、沖縄プリフェクチャーDCオフィスインクです。

○仲里全孝委員　ちょっと私も調べました。日本の口座を開設するものとアメリカの口座を開設するものは、そんな差はないんですよ。代表者が必要なんですよ。この書類はぜひこれからですね、ちょっと調べてほしいと思うんですよ。なぜかという、これが法人の口座だったら皆さんの監査の対象に当たると思うんですよ。これ法人でつくっているわけですから。この書類の中には代表者がいるんですよ。この代表者は、一般論から言って知事であるとか、代表者がいるんですよ。当時の所長だったのかね。その開設をするときに、銀行を開設する書類を出しているから、その書類もちょっと確認したかったんですよ、我々は。どういう銀行で開設されているから。今監査委員の意見書には、この口座に対して入出金の確認が取れなかったというのも一部ありますから。それを一般論からいったら——例えば通帳をですね、帳簿を見て確認するじゃないですか。それ皆さんはもう把握されて、そういった意見書が出て、そういった皆さんの考え方が出ている。14ページにこう書いてあるんですよ。だからこれは個人名義だったのか、沖縄県の銀行口座だったのか、法人組織であるんだったら代表者は誰だったのかということですね、確認したいということなんですよ。今後ちょっと意見交換をしていきましょう。

あと1点ですね。皆さんの意見書の中でですね、不適切な事務処理であると認められると。そういう文言がもうほとんどの項目に出ております。その内容からすると、これ法令違反なんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今回報告書におきましては、監査委員として、参考となる資料等を入手するとともに、関係の知事公室から内容を聴取するなどによって事実を確認しております。その結果と、法令あるいは県の条例、それから規則、要綱までありますけれども、それぞれの段階において規定されていることと違う取扱いをしているというものについては、不適正であるというふうな表現をしております。

○仲里全孝委員　それも含めてですね、皆さんの意見書だから、これは法令に抵触するからそういった文言が出ていると思うんですけども、私が今確認したいのは、法令に抵触するんですかということを確認したいんですけどね、どうでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　明確に、ある事項がその違法かどうかというところを、監査委員として断定する機関ではないと思っております。

ただ、その客観的な事実等を確認した範囲においては、守るべき法令等に適合しない事項であったということが、監査委員として認められたということで、そういうふうに表現しております。

**○仲里全孝委員** 皆さんの報告書概要の3ページ、5番の意見(3)にも、関係法令に適合し、というふうな文言があるんですよ。それから言うと、この皆さんの意見書、とても厳しいんですよ、みんな見ていると。厳しく書いているということは、やはりこれは法に抵触するんじゃないですかね。そこに書かれているんですけども。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** そもそも監査の目的としては、まず法令に適合しているかどうかというのを監査するというのが、監査の1つの主目的でありますので、そのことと、県の事務がまず事実してどうであったのかというのを確認した上で、そのことが客観的に法令等に適合していないというのであれば、これは不適正であるということで判断をしているところでございます。

**○仲里全孝委員** そこです、去年の9月頃からですね、我々の会派からの代表質問、一般質問で出ているのが、皆さんに監査請求を申し入れたのは、いろんな疑義があつて確認も取れない、内容も把握できない、会計そのものも明確ではない、そういったことで監査委員の皆さんにこの6項目を提示をしたんですよ。いろんな疑義がある中で、特に(3)のワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性。この適法性——ちょっと我々がどうなっているのかというのは身分に対してなんですけども、公務員法で取扱いはどうなっていましたかね。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** この件につきましては、報告書の13ページの判断のアとイのほうで述べているところでございますが、まず地方公務員法第38条において、職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業の役員を兼ねてはならない旨規定されている。しかし、これまではワシントン駐在職員は、本件法人の役員を兼ねることに対する営利企業の従事許可を任命権者から受けておらず、不適正な事務処理と認められるとしております。

もう1点につきましては、イのほうで、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号の人事委員会が定める場合に基づく職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号で、県行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員または職員の地位を兼ね、その地位に

属する事務を行う場合には、職員が職務に専念する義務を免除されることになっている。沖縄県職員服務規程第6条第3号において、職務専念義務免除の承認を受けようとする職員は、総務部長に申請をし、その承認を受けなければならないとあるが、その手続を行っておらず、不適正な事務処理であると認められるというふうに判断をしております。

**○仲里全孝委員** 皆さんの意見書、我々ももつともだと思うんですよ。不適正な事務処理、公務員が公務員法に反して、身分を逸脱してですね、それも国外で業務を行っている。この瑕疵というのは、任命権者にあるんですか。従業員の公務員にあるんですか。皆さんがこの不適切な事務処理であるというのは、本人が自ら総務部長に申請しなかったために、これは不適切な事務処理であったということなのですか。これは、従業員の瑕疵なんですか、それとも任命権者の瑕疵なんですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の報告書の判断におきましては、申請をしていなかったこと、また許可を受けていなかったことについて、不適正な処理であるというふうに判断をしているところでございます。

**○仲里全孝委員** その相手は職員ですか、任命権者ですか。どちらを指しているんですか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の判断の中でそこまで明確に記述はしておりませんが、一般的に、職員については地方公務員法で法令、条例等に基づいて職務を行うことが義務づけられております。それに違反した場合には、地方公務員法に基づいて、実体の判断がされて、その職員に責任があるのかどうかということが判断されることになるかと考えております。監査委員としては、今そこまでの判断はしておりません。

**○仲里全孝委員** そこなんですよ。半年ぐらい我々会派もいろんな弁護士と勉強会しながら、身分の取扱い、これまで勉強してきました。公務員がですね、アメリカ合衆国に行ってビザを取得して、株式会社という法人組織でもない法人組織でビザを取得してですね、8年間も10年間も向こうで働いているんですよ。アメリカの法律に基づくんですけども。このビザの取得の場合、一般ではなくて、公務員だから、そこでまた任命権者も違法性が出てくるんですよ。その身分の取扱いの中でですね。

今、現地で滞在しています、この職員の身分、皆さんのほうでも確認されていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今現在どういう状況にあるかということについては、監査委員としては、今、確認しておりません。

○仲里全孝委員 代表監査の考え方、これまでの取扱いでいいんですけど、意見を聞かせてください。現在の従業員に対して、法に抵触すると思いませんか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 どの状況で、どの法にということとは個別の具体的実体判断があると思いますので、ちょっとお答えすることができかねます。

○仲里全孝委員 12月にですね、県がいわゆる追認をして従事許可を取ったと言うんですけども、これ、検証委員会が担保を取れないと言っているんですよ。公務員がね、ある会社に勤めてLビザを取得して、その実態が法的に担保を取れないと言っているんですよ。

検証委員会を設置したじゃないですか、知事自ら。それで我々はあえてこの身分をちょっと確認してもらえないかということで、監査委員に提示したところなんですよ。これを8年間、約10年間放置していたんです、今まで。なぜかという、株式会社の実態が曖昧であるから。書類を調べてみたら、公務員がですね、株式会社の身分を偽ってLビザを申請して、現在アメリカに滞在して、公務は公務員として政治的活動をしているじゃないですか。だからその辺ね、やはりこういうふうに定義されているから、いろんな形で監査のほうからですね、ちょっといろんな意見を聞かせてもらえないかなということなんですよ。どうでしょうかね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 議会から提示された6項目についての最終的な報告につきましては、これまで監査委員のほうで、資料等を収集して事実を確認してその6項目にお答えした結果が、この内容になりますので、委員がおっしゃったことも参考にさせていただきたいんですけども、このことについて今回の報告の中では、そこまでは記述をしておりません。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 今までの県の中で、もう、具体的にどうのこうのじゃなくて、一番大きなものは使途不明金があるのかどうか。今までの監査の中で。そのことをまずお聞きしたいんですけども。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 使途不明金という言葉の定義がちょっと分かりかねるところでありますけれども、この報告書の中で記載しましたとおり、県の委託料についての流れの中で、ワシントンコア社からワシントンDCオフィス社の口座を経由したお金の流れがあったというところについて、今回の監査の中でその事実が分かりましたので、それについては、県の委託料として入ってきて、それは委託業務に使われたんだということでの説明はあったんですけども、資料として、証拠として、全てを確認することができていないという事実がございます。

ですので、県の責任としては、やはり公金である委託料がしっかりと入ってきた分が委託業務に使われたということについては、今後説明していく責任があるだろうということで、勧告でその措置を求めたところがございます。

○大田守委員 委託料でもですね、これ税金から出しております。普通、県の場合、委託料で出したときに、適正な委託料の使い方かどうかしっかり確認しますよね。今回に関しては、それが全く見当たらないということではよろしいのでしょうか。確認できないのであれば……。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 平成27年度以降の各年度においては、単年度単年度で、委託事業として委託料を支払って、それについては委託事業としての経費として使われたということ、担当部局において確認をして、その委託料を支払ったということで、委託事業としては毎年毎年完結した形にはなっております。

ただし、その間で、その途中としてその法人を経由、県が100%出資したとされるその法人を経由したという部分が明らかになりましたので、その部分についても県としてはしっかりと確認する必要があるだろうということで考えております。

○大田守委員 しかし、これ今度ワシントンDC社、ワシントンコア社含めて、私はこの流れの一連のものは、今回具体的に把握されていないということによ

ろしいんでしょうか。ただ単純にこの委託料で出しているから、委託事業の報告さえあればいいと。そちらのほうで大丈夫なんんでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 委員が今おっしゃるとおりですね、まさに委託料としては完結していたけれども、その途中についても、DCオフィス社の口座を通じた入出金の内容も明らかにする必要があるということで、監査委員としてもそう考えて、改めて執行部に対しては、勧告の中でそのことを明らかにしてほしいということで求めています。

**○大田守委員** 使途不明金かどうかはこれから出てくるものだと思いますけれども。それとともにですね、本来知事の権限を有すべきで、しっかりとした職務分掌、これができ上がっていないという形になっていると思うんですけれども。そういった中では、向こうのほうで行われたいろんな事業に関して、知事からの権限、要は委任なしでやったと、いろんな事業に関しまして。これは法的に根拠はあるんですか。もし法的に根拠がなければ、今までやってきた事業は全てゼロという考えでもよろしいんでしょうか。

先ほど仲里委員がおっしゃったように、適正か適正でないか、適正でない。ただ法律に反するかどうかはこれ裁判所だと思うんですよね、行政訴訟を起こして。ただしかし、私はこの監査委員として、この一連の流れの中で権限のない職員の方々が、様々な事業を行っているという内容だと思うんですよね。

知事のほうも、去年の9月まで法人があったことすら分からないと。そうなってくると、今までこの法人が行ってきた様々な事業というのは、これ全部、正当性がないということで、ゼロになるんですか。そう考えてよろしいのでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の監査請求事項におきましては、今委員がおっしゃった内容にまで委員の中で協議をして決定したものでありませんので、その辺の判断をしていないところでございます。

**○大田守委員** その判断は知事に任せるということでよろしいでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の監査の中では不適正な事務というのを確認した事実を基に述べさせていただいたところでありますけれども、この内容を踏まえてですね、今後の事務に当たって、執行部のほうで適切に対応していくというふうに考えております。

○大田守委員 そうであればですね、検証委員会では法的に抵触しているという表現がありました。ただ、監査委員のほうではそこまで踏み込めないと。この差というのはどういった考えなのですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 抵触という言葉のその定義——ちょっと違いというのは申し上げにくいですが、まず、ある事実と今回行った県の事務の事実が、法令や条例規則等に適合していない状況があったということで、監査においては不適正ということで記述をさせていただいております。最終的に違法であるかどうかという判断というのは、司法において行われるべきものであると考えております。

○大田守委員 でも検証委員会の中には、やはり法律の専門家も入っていらっしやいます。そういった中では、私は監査委員の表現の仕方をね、行政的なものに感じるんですよ、すごく。適切でないとか、適切であるとか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査委員は監査委員として独立した機関でございますので、その監査委員の中で協議した結果でございます。

以上でございます。

○大田守委員 私はですね、様々な決裁の方向性をね、知事がもう放棄していたという感覚になるんですけれども。今までの監査の結果を見てまいりますと。知事自体が昨年9月で、法人が多分やっと分かったと。その中では、知事の権限を委譲していないのに、向こうで動いているものをそのまま黙認というか追認してしまっていると。そうなってくると、私、監査委員の中では、やはりもう少し行政の長に対しての強い意見書を出してもいいんじゃないかと思うんですよ。これはやはり税金を扱うものとして、このままでは駄目だと。その点は監査委員の中では出せない、いわゆる合議制であるから出せないということなんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今の点につきましても、監査請求事項の6項目の結果の報告の後で、勧告とそれから意見というところで述べさせていただいております。最後の25ページになりますけれども、執行部においてはワシントン駐在に係る不適正な事務処理が平成27年度以降、是正されることなく行われてきたことを重く受け止め、その原因について、上記も含め内部統制の観点から

も改めて検証する必要があると。また、今後執行部において、米国における情報収集、情報発信等の施策を推進する場合にあっては、その施策目的を達成するための事務の執行が、関係法令に適合し、経済的かつ効果的なものとなるよう十分留意するとともに、県民の信頼を損なうことがないよう適切な事務処理を行うことを強く望むということで、その文言については各委員の意見を踏まえて、そのような表現にしたところでございます。

○大田守委員 その中に、経済的かつ効果的にとかね、それも入ってはいるんですけども。でも、私は目的に合致してない以上は、監査委員として、いやこれはもう趣旨、設置目的に合っていないんだと、これもっとはっきりさせたほうがよかったんじゃないかなと思うんですけども。その点は委員から意見は出ておりませんでしたか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 どういう施策を推進するかというのは、執行部の権限だと考えております。また議決事項については議会の権限だと考えております。その施策について、監査委員がその是非の意見を述べるというのは適切ではないというふうに考えております。

○大田守委員 ありがとうございます。

○座波一委員長 次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。お疲れさまでした。

まずこの今回監査委員の合議による報告書の作成ということですけども、何か意見が割れたところというのはあるんでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この監査結果報告につきましては、委員の全員の意見を一致させて公表するという事になっておりまして、この結果につきましては、全て委員の意見は一致した結果を記載しております。

○新垣淑豊委員 記載されていない部分でですね、例えばここはちょっと一致を見なかったというその議論があったのかどうかですね。そこはどうだったんでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査の仕方としましては、監査委員事務局におい

て、まずは必要な資料の収集、それから担当職員からの聴取等の事実関係等を踏まえまして、それが監査委員に報告をされます。それを踏まえた中でいろいろな意見をですね、当然監査委員としても議論はいたします。その結果として最終的にはこの報告書に集約されたということでございます。

○新垣淑豊委員 その中で、表現云々というよりも、ここに関しては、報告書に記載すべきであるとか、これはしないほうがいいのか、大きく議論となった部分というのはあるのでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 各文言についてはこのほうがいいんじゃないか、こっちのほうがいいんじゃないかということは、当然ですね、各委員独立した機関ですのでそれぞれ意見は述べ合いながら協議をしたところでございます。

個別にどこについてということは申し上げられませんが、当然そういう議論の中からこの報告書の内容に集約されたということでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

先ほど大田委員からも、表現についてということがありましたけれども、例えば著しく適正を欠くとかですね、そのほかにも何かいろんな表現があるんですけども、この表現のニュアンスというか、いろんないわゆる行政言葉があると思うんですよ。何かと言えば、例えばここはもう明らかに違法であるとか、そういったものがあると思うんですけど。この中でどういう表現のレベルがあるのかというのを教えていただきたいんですね。違法とは言えないと言っていましたけれど……。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 明確にですね、かつちりとした定義というのはございませんが、今回意識しましたのは、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するとしたところは、6項目のうちの1番目の法人設立の適法性についてのところと、2番目の庁内意思決定があったかどうかというところと、またもう一つは、経営状況報告がなされていなかったという3か所については、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するというふうな表現をしたところでございます。

まず1番目と2番目につきましては、県において文書による意思決定手続が行われていなかった。そのために、意見でも述べているように、その後の法人の存在というのが認識されないことによって、その後の不適正な事務につながっていったというところで、多大な影響を生じさせたというところから、その

ように指摘をしております。

また、経営状況報告につきましては、県が出資を行った法人等については十分にその経営状況を把握しておく必要があるという趣旨のものでありますけれども、その作成提出が県に求められて義務づけられているものにもかかわらず、9年間1度も行われなかったということも踏まえまして、この3点については著しく適正を欠く事務処理であると判断をしたところでございます。

**○新垣淑豊委員** ここはですね、非常に監査委員の中でも厳しく指摘をされた部分だと思っております。細くなるんですけども、4ページの第2段落のところ。ワシントン駐在職員は、知事の権限に属する事務を常時、知事に代わって決裁できる専決者として規定されておらず、事務決裁の権限を有していないという表現があります。

5ページもこれ第2段落の下の方です。本件法人は、沖縄県の申出である額面1株当たり1ドル、総計して1000ドルの普通株式1000株の購入の受託を許可される旨が記載されている。同文書には、ワシントン駐在職員2名により本件法人の役員としての署名がなされている、というふうに書いてあるんですけども。そもそもこれ、事務決裁の権限を有していないのに、このサインをされたということは、この事務所自体の存在というものの適法性が非常に危ぶまれるのではないかと思うんですけど、この点についてはどう考えてらっしゃいますか。

ある意味ですね。県職員が、そういった事務的な権限を持たないのに、勝手に沖縄県としてのサインをしているわけですね。これは非常に大きな問題だと思っているんですけども、この点、私はこれ、この会社自体がですね、その会社の存在自体がもうあってはならないものだというふうに思うんですけども、この辺はどうなんでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** まず5ページのほうの、ワシントン駐在職員2名により署名がなされているという部分につきましては、法人の役員としての署名という位置づけであると認識をしております。

また一方で、決裁権限のないものが決裁を得ずに法律行為をするということは認められていないと考えております。

**○新垣淑豊委員** 要は法人の役員としてということなんですけれども、要はこの法人の設立自体というものが認識されていたことになるわけですね。実は、これ2015年のもので、ワシントンの委託事業先の代表の方に送られたメールで

すけれども、ここにはですね、当時の山里副所長のメールのやり取りのほうがあるんですけれども、このメールの案件については資料として把握されていたのか。これ我々の委員会にも出されていますけれども。2015年の5月1日、事務所登記についてということですが、持っていらっしゃいますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 当該メールの内容につきましては、資料として確認をしたところでございます。

○新垣淑豊委員 そこで進めてくださいというところがありますけれども。先ほど言ったような、知事権限を持たない人が物事を進めてくださいと言うのはいかなものかというふうに思うわけですよ。

それに関して何かしら——例えば、これ一般論ですよ。先ほど言ったように、全く権限のない人がですね、物事を進めるということが、これは行政手続上あってはならないことだと思うんですけれども、この点については監査からの指摘というのはあるのでしょうか。通常の事業ですね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 一般論でございますが、通常の定期監査を行う中で、例えば起案文書は作ったものの正当な決裁権者までの確認、印鑑をもらわずに執行したもの等については、当然、規定等に従って適正な手続をすべきということで、監査においては指摘等をしております。

○新垣淑豊委員 分かりました。

先ほどの法人設立なんですけれども、例えばこの決裁権限がない人がある意味つくった会社なわけですよ。これがですね、令和6年の12月24日付で知事決裁を取っているというふうになっているんですけれども、その間は、先ほど徳田委員からのお話もあったように、沖縄県行政機関設置条例により設置された行政機関でもない、行政組織規則で定める出先機関でもない。いわゆる組織としての位置づけはされていない中で、そこに勤めていた方たちに対して、そこで行われた事業に対して、県としての公金が支出されているというのは、これは適法なのかということが非常に問われると思うんです。この辺りについての見解というのはどうお考えなのか、教えていただきたいと思っております。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回の報告書の中におきましては、今の点につきましては、4の資金の流れに関する説明の中で、(1)番の駐在職員の給与等についてというところで記載をしておりますが、その給与につきましては、沖

縄県職員の給与に関する条例等の県の給与関係規定に基づいて、県から支給をされていたということを確認しております。

**○新垣淑豊委員** だから、いわゆるその事業としての存在もないわけですよ。要はその事務所としての設置もない。そこで働くことができるのかというところなんですよ。出先機関でもない。行政としての機関でもない、そこで働いていることに対しての給与、これを本当に支払うことができるのかというところが、私、非常に問題だと思っているんですね。何もない。要は、そこにあるものは、確かに会社としては所属あるかもしれない、存在しているんだけど、沖縄県のものではないわけですよ。そこに沖縄県としての職員として行きますということが、果たしてこれが通じるのっていう、そこがとても問題になるのではないかと考えているんですね。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** ワシントン事務所という法人とは別に、県の組織ではないということは、そのとおりであります。

ただし、ワシントンの駐在職員としては、そのワシントンで仕事をするということの規定の根拠がありまして、それに基づいて配置をされているということにおきましては、県の職員としての仕事をしているということになると思います。

駐在職員というのは今回のものに限らずですね、例えば農林の職員ですとか、離島で勤務するとかということで、通常の勤務場所とは違うところで仕事をするということは規程で規定されておりますので、それに基づいて給与は支払われているということで考えております。

**○新垣淑豊委員** 駐在職員ということは、そこに駐在する場所が必要なんですよ。要は沖縄県としての出先機関があるとか、沖縄県としての行政機関がないと、駐在ってできないのではないかと考えるんですね。何もないところに駐在しなさいと言えますかということですよ。じゃ、そこに対しての沖縄県としてですね、その出勤した勤務の日誌とか、勤怠管理、これがちゃんとなされていたのかということも、僕はこれはしっかりと確認するべきだと思いますけれども、この点はいかがお考えですか。実際それがされていたのかどうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 駐在に関してですけれども、組織として位置づけるかということと、その職員が——例えば本庁にある管下の職員がですね、ここで勤務しなさいということとはまた別の話で——例えばほかの役所の庁舎で

勤務をするとかという形で。出先であるとのセットということで——出先であれば逆に駐在ではないということになると思います。

ただし、その駐在規程に基づく職務というのは、第5条で出勤簿ですとか、文書整理補助簿等の各帳簿を備えておかなければならないという規定がありますが、それらの簿冊を確認することができなかったということは、今回の報告書の12ページの下のほうに記載をしております。

**○新垣淑豊委員** そうなるとですね、もう、その兼業の件とかも、いろいろなものが絡まってきて、本当にこれが純粋な沖縄県としての駐在なのかということも、すごく疑問が出てくると思います。なので、この人の派遣、いわゆるその働き方ということについては、やはりもう少しね、私は突っ込んで話をすべきだと思っておりますし、ぜひここもですね、今後の監査の中でも取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、これ最後になりますけれども、このお金の流れの件なんですけれども。これ我々の一般質問とかそういう答弁の中で出てきたのが、ワシントン事務所株式会社は再委託先ではないという話があったんですよ。要は、これはもう沖縄県と表裏一体だから、再委託の契約は結んでいないわけです。全くその再委託先というのが出てこない。本来であれば再委託というのは、しっかりとこの契約をして行うべきところだと思うんですね。これがされていない。これが1点。

もう一つは、この中で表裏一体という話が出てきています。だから、今我々はこちらに対しての再委託の契約はしていないんですということは答弁でありました。ただ、そうなんです、委託費用の中から沖縄県にお金が還流しているんです。委託費の中から追加払込資本という形で、沖縄県に資金が還流しているというふうに捉えられるのではないかと思います。この点については、このお金の流れでは何か問題になった話は出てこなかったんですか。

**○座波一委員長** 休憩いたします。

**○座波一委員長** 再開いたします。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 委託料の一部が、本件法人のほうに經由して流れているということについて、その位置づけがどうかということは、監査委員の中でも——何と言いますか、収集した資料の中でも理解することはできており

ません。ただ一方で、執行部においてはその委託料の一部が入ってきたけれども、それについては、委託事業として支払われているものであるという説明がありますので、その入ってきたお金というのは、委託事業として適正に支払われているかということは、透明性を確保する上でも最低限必要なことだろうというふうに監査委員としては考えておりまして、そのことは、しっかりと県において説明をすべきであるということによって求めております。

またその中で、法人の中での取扱いというのがどういう位置づけになるのかというの、併せて説明されることになるのかと考えております。

**○新垣淑豊委員** 委託費の中から資本金が出ているとかいうところはですね、実は、21ページにある平成28年3月31日付けの——一番下のほうですね、委託事業実績報告書。この事務所設置に係る支援に関する経費などについては、具体的に1000ドルの出資金を示すものが記載されていなかったということもあります。

だから、もう報告書自体が非常にめちゃくちゃだったんじゃないかというふうなことも考えられるわけですね。そのお金の使い方に関しても、この委託費の中から追加払込資本が出ているとか、確認ができていないとか、こういったことが、もうかなり出てきているので。これはですね、職員が本当にやっているかどうか分かりませんよ。やっていないだろうと僕は信じたいと思っていますけれども。いろいろなところで、いやこれ裏金をつくっていたんじゃないかと話も出てくるぐらい、そういう状況になっているということは、監査委員の中でも、ぜひ、その点は認識をしておいていただきたいなというふうに思っております。

私からは、以上です。

**○座波一委員長** 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時25分再開

**○座波一委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 渡嘉敷代表監査委員、よろしくお願いいたします。

監査結果報告書の概要の1ページにもまとめて掲載をされておりましたから、まずこの議会からの監査請求事項の中におきまして請求事項(1)の沖縄県のDC株式会社の設立の適法性について、下の3番のほうに監査の結果の主な内容というところが示されております。その中で、午前中にほかの委員も質疑をされておりましたけれど、私もちょっと気になったことが1つありまして。監査委員のお立場としてですね、この指摘の内容の表現が大分変わっているなというイメージを持ちます。例えばこの(1)のほうでは、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘をするものであるという表現を使ったり、または、次の(2)のほうでは、適正な事務処理であったとは認められないととかですね。もう一度確認ですけど、そういうふうに表現を変えている部分というのは、何か留意事項とか、指摘事項とか、もしくは注意喚起を促しているとか、そういった意味があって使い分けをされているんでしょうか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 お答えいたします。

この概要でございませけれども、基本的には議会から6項目について監査依頼がありましたけれども、その6項目に直接お答えしたのが最初のものというふうな位置づけになっております。それにお答えをした上です、周辺の、それに関係する県の規程ですとか、規則、また要領等にも一部適合しないようなものがある場合は、その下にも参考になる事項として記載をしているところがございます。著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘をするものであるというのは、先ほど申し上げたとおり3か所で使っておりまして、例えば今の概要のほうの(2)のほうですと、適正な事務処理だったと認められないという言葉ですが、それほどきっちりしていないんですけれども——ある程度のイメージとしましては、不適正な事務処理であると認められると書いてありますのは、法令の規定や県の規則に適合しないというところについては、不適正な事務処理であると認められるとしております。それ以下の要領ですとか適合しないものにつきましては、適正な事務処理であったと認められないというところで、最終的にそういうイメージでまとめたところがございます。

○高橋真委員 ということは、いわゆる法令や規則、様々なものに照らし合わせて合わない合致しないものが多く見受けられたということでありませ。

つまり、これはいわゆる不法な行政行為であるという意味も含めて、御指摘をされているものなのか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査委員の監査の目的としましては、県の事務が適正に執行されるということを主眼として、それを担保する、保証するという意味で行ってまいります。通常の定期監査においても、県の事務というのは、適正にされていますということを確認するというのが主な目的でありまして、その過程において、法令や県の規則要領等に適合しないようなものが見つければ、今後の事務の参考にしてもらうために、不適正であるということを指摘をして改善をしていただくということになっております。

○高橋真委員 では、今回監査委員が指摘をされました、この指摘事項の内容については、執行部のほうにも弁明を求めたところでありましょうか。それともこれからでありましょうか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回、監査結果報告書、議会からの要請に基づきまして報告をさせていただいたところですが、議長への報告と同日付けです。ね、知事にも同じものを送付してございまして、これは地方自治法上、議会の議長と長には通知することになっておりますので、この報告書自体は知事部局、知事にも行ってございます。報告してございます。

○高橋真委員 通常の定期監査でありましたが、執行部からの弁明とかをいろいろやり取りをされて、そして公表に至るといふふうに向ったことがあるんですけれど。今回の場合は、県議会からの求めに応じての監査ということになりますので、その弁明とかそういうやり取りというのは、今からということですか。お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 特に弁明というのが法令上の手続としてあるわけではございませんで、定期監査におきましては、主に財務の事務について、課、室単位ですと大体350ぐらいの機関があります。これを1月から7月までの間に監査委員事務局の職員で監査をしていくわけですけれども、その間で不適正なものがあった場合には、まず事実関係のそごがあってはいけないので、確認をしながらやっていくという作業は事実上はやってございます。それは今、委員は弁明とおっしゃったのかと思いますけれども、今回の件につきましては、知事部局からも資料を頂いた中で事実の認定、それから判断を行ったところでありまして、この報告をもって通知をしたということで完結はしているところです。

○高橋真委員 分かりました。

では、ちょっと中身の事実について質疑させていただきます。報告書の8ページ目に、ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明。これは株式取得申込に係る意思決定についての様々な事実確認を経た後、監査委員の判断の部分が公表されておりました。その中におきまして、この8ページから続くんですけど、監査委員の監査における幾つもの重要な判断が行われている中で、初めて私も知った部分があったものですから、それについて、一、二点確認をさせていただきます。

ページ数で行くと9ページ目の判断のアという部分であります。ここは従来県の見解として、この委託料の予算執行伺などに、駐在員などを支援している、本件の法人への出資については可能という見解が出ているんですけど、これ午前のほかの委員の質疑にもありましたけれど、そういうふうな意思確認ができていたんだというようなものが、オフィシャルの答弁で出ていたんですけどね。実際の監査では、意思決定の文書が不存在で、県の名義による本件法人への出資について意思決定がなされなかったと判断するほかになく、また著しく適正を欠く事務処理であると指摘するものであると断じております。ということは、これはこれまでの当該部分の県の見解を立証する根拠はないという意味なのか、お伺いしたいと思います。事実を聞いているので。はい、そういうことです。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今委員からありました本報告書の当該箇所の件ですけれども、まず、ここは文書によって意思決定をするという行為がなされているかどうかという判断の部分であります。予算を執行する、まず最初の段階として、これこれこういう経費について予算を使いたいけれどもよろしいでしょうか、ということをお伺いします。その中にはこの内容として、これこれこういう経費だということについて記載をしていくんですけども、その中には、この委託料の中で出資をしますよというようなことが明記をされていないということで、その部分において、文書によるその確認というのは、されていないのではないかということの指摘でございます。

○高橋真委員 非常にこれは重要な指摘だということで、強く指摘するものというふうに表現をしております。実際に、これは文書が不存在で、かつ必要なものがなかったということで、しかも県当局との見解とも違ふと——違ふというか監査の内容としては、この本来あるべきものがないということをもう断定

したものと理解していいのでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 先ほど、高橋委員から県の見解というお話がありましたけれども。その部分というのは、その委託料の中から出資ということが出来るかどうかというところと、少し文書の話と切り離れた議論だと思えますけれども、そこの説明とはちょっと別のことを言っているのではないかというふうに考えております。

○高橋真委員 分かりました。

実際、県の見解の裏付けを立証する根拠はないというふうに私は受け止めております。実際の監査の、今事実のお話だけを確認させていただいております。

続いて、10ページのイの部分でも、法人設立に当たっての改定前の財政支援指針によりますと、設立に当たっての留意事項に基づきというところで、県の出資額について、事前に総務部長と協議した上で、関係者との調整に当たることなど等々ですね、そういうふうな方針があるにもかかわらず、そういったいわゆる丁寧な協議がなされていないというところが、事実として認められたということでありましょうか。見解というか、その監査の御指摘の内容をお伺いいたします。つまり、そういう手続が必要だったんですよねということなんです。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 執行部のほうで定めております財政支援指針においては、今委員がおっしゃったとおりの事項が定められておまして、それが行われていなかったということで、適正な事務処理であったと認められないというふうにしております。

○高橋真委員 ということは、もう適正な事務処理ではなかったということを確認されたということでもあります。

では、その次のウの部分ですね、この公有財産規則に基づき管財課長への報告をせず、株券取得に当たってこの規定に基づく処理をしていなかったというところは、不適切な事務処理であると認定をされております。さらに公有財産台帳の登載なども行わないで、長年、当該株券が再委託先の事業所に保管されたままであったことは、もう不適切な事務処理だったというふうに認定をされております。これは、違法な状態が、長年にわたって放置されていた事実を認定されたという意味合いでしょうか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今の2点につきましては、公有財産規則に基づく手続が行われていなかった、そのことが不適正な事務処理であると認められるとしたところでございます。

○高橋真委員 同じく下のオのほうに移りたいんですけど、当該株券が委託業務の一環で取得をされたものであれば、受託者は、当該株券を県に提出をしておらず、執行部も徴求をしていないんだと。検査確認を行っていなかったと考えられ、不適正な事務処理であったと認定をしているということは、県のこれまでの対応が明確に誤っていたということの意味合いの御指摘も含まれているのか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この部分につきましては、契約書で定めた契約書第8条の規定に基づいた手続が行われていなかったということで、これについては不適正な事務処理であるというふうに認められるということで記載をしております。

○高橋真委員 誤っているということね。すみません、ちょっと続けます。

11ページ目のカのほうになります。カのほうでは、地方自治法の施行令による決算を議会の認定に付するに当たって調書が提出されていなかったという部分が、結果的に不適切な事務処理であると言っているわけなんですけれど、この件に関して、いわゆる決算をしていなかった、決算を報告していなかったということが、もう不適切な事務処理なんだと。ということは、決算をして、そうするとこれは連結になりますので、沖縄県としては、連結決算として是正をしていかなければいけない対応が出てくるだろうなと思っております。実際に昨年末、大急ぎで沖縄県は決算書を作っておりましたので。ということは、これはいわゆる是正勧告の対象にはならないでしょうか、お伺いいたします。

不適切な事務処理と認めるだけでなく、こう直すべきじゃないかと。こういう法令違反をしているので直すべきじゃないかという是正勧告の対象にもなり得るものではないですか。見解を伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この件につきましては、公有財産台帳に登載されていなかったということについては、不適正な事務処理であるというふうに指摘をしております。

今回、関係するものとしてはできるだけ、今後注意してもらおうという点からも、関係する規定への不適合な事項については、なるべく取り上げて示してい

るところでございます。

地方自治法の規定によりまして、これを受けた執行部におきましては、この報告の内容、あるいは意見の内容も参考にして、今後の是正に努めるようになっておりますので、監査委員としてはできる限り、気がついた点については指摘をしているところでございます。

○高橋真委員 様々な御指摘ありがとうございます。

連結決算が必要であると見ております。報告と付随して出てくる内容としてはですね。ということは、その内容も執行部としてはしっかりと措置をしていくべきことだと、監査委員事務局としてもお考えになりますか、お伺いたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 先ほども申し上げたとおり、公有財産台帳に登載されていなかったということは不適正であるというふうに指摘をしておりますので、これを受けて執行部としては適正に対応するということになると考えております。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から地方自治法第233条第3項及び同施行令に基づく決算が議会に報告・提出されていないという点について聞いていると補足説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 決算自体は議会の認定に付されておきまして、この規定は、その認定に付すに当たっては財産に関する調書を併せて提出しなければならないと。決算そのものではなくて、これも併せてやらなければいけませんよという部分でありますので、決算そのものということではございません。そのために執行部としては、この指摘も受けて株式を保有しているのであれば、しっかりとその台帳に登載して報告をする必要があると考えております。

○高橋真委員 分かりました。

必要な措置をしっかりと講じていただくというメッセージを発するというこ

とですね、再度確認であります、お伺いたします。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回は、最後のほうで勧告というのを付しておりますけれども、これも監査委員が必要と認める場合、特に措置を講じてほしいというものに対して行うものでありまして、その他のたくさんの指摘事項がありますけれども、それは報告の本体の中で示させていただいております。

とりわけ、ぜひこれはやってほしいというものを勧告の中ですることになっておりますので、今回につきましては、本件法人の入出金の内容ですとか、本件法人の口座を経由したお金の出入りについては、しっかりと措置をしてくださというふうに取り上げております。そのほかのものについては当然ながら知事のほうでも尊重して対応してもらえというふうと考えております。

**○高橋真委員** 各論、あと一つだけ行きます。その下の部分キであります。指導監督要領の9において、会社法法人の管理運営費に対する財政支援は行わないものとされているが、受託事業者の委託料を通じて行われる本件法人のパソコンや事務所賃貸料等の管理運営費等の支弁は、県による本件法人に対する財政支援に相当するものと考えられることから、指導監督要領に反する取扱いだと。適正な事務としては認めませんというふうに指摘されております。

ということは、これは弁済をさせる必要があるという御指摘でもあるのか、お伺いたします。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 弁済をさせるか否かという観点までは含んでおりませんが、午前中にも議論ありましたけれども、形的には沖縄県の委託料が本件法人を経由しているということで、一旦そこに入金がされているということでもありますので、そこについては、この要領上から言えば、その法人に対する財政支援に相当するものではないでしょうかということ指摘をしております、そのことについてはきちんと整理をする必要があるだろうということ指摘をしたところでございます。

**○高橋真委員** ということは、本来であれば、これは財政支援をしてはいけないお金の流れがあったという御指摘ですか、お伺いたします。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 要領によりますと、会社法法人——外国法人でありますけれども、会社法人の管理運営費に対する財政支援ということに該当するのであれば、この要領の9に反するものではないかという指摘でございます。

○高橋真委員 ありがとうございます。

これは、まさに監査委員でないとなかなか発見できないようなお金の流れだと思いますので、本当によく監査をやっていただいたなと感謝を申し上げます。

県はしっかりと是正をしていただきたい、そういうふうに思うところであります。

最後、ちょっと現金の流れだけ少し確認をさせていただきたいと思っています。17ページ目に、現金の調査項目の中での現金の流れの細かなものの、事実がたくさん載っておりまして、17ページの一番最後に、最後の行なんですけれど、銀行口座の履歴において、入金者の具体的な記載がなく、その内容を確認することができなかったということが書かれております。これは、今回は、この実態解明がなかなかできなかったということでありましょうか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回、監査委員事務局のほうでは、知事公室のほうから銀行口座の入出金履歴というのを取り寄せて確認をしたところでありまして、その中には、相手先が記載してあるものもあれば、記載のないものもあったということで、それぞれを振り分けて、この報告書の内容で分類をしたところでございます。

○高橋真委員 ということは、これは本来であれば具体的な記載が必要であると監査委員事務局としてはお考えなんではいしょうか、お伺いいたします。確認ができなかったということでもありますのでね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 米国における銀行の資料とか、何をどこまで確認できるかというところまでは、ちょっと承知しておりませんが、これを確認した趣旨としては、県から公金の委託料を出していると。その流れの中で、当該本件法人の銀行口座に入れて、そこから出金しているものがあるということでしたので、そこをきちんと確認しようということで調べたところでありまして。ですので、この米国での手続としてあるなしの適否は分かりませんが、少なくとも県としては、その出入りというのはどこから入ってきて、どこから出たということの整理が必要ではないかということを示していただきたいということで勧告事項として入れたところでございます。

○高橋真委員 分かりました。

ということは、これかねてから指摘もありましたけれど、これは19ページになります。19ページには本件法人における権利について、事実が載っておりますけれど。このア、設立当初から総勘定元帳や出納簿などが当然作成されるべき会計帳簿が作成されていなかった。そのため、本件法人が行った取引の内容を詳細に確認することができなかった。そして、イの部分におきましては様々書かれておりますけれど、本件法人の銀行口座の入出金については、その内容を確認できないものもあったと。そして、ウに関しては、いわゆる当該法人がですね、公益法人会計基準に基づいて、いわゆる指導するように定められているところを、県は適切な指導がなされていなかったということで、出納における監査の結果としては、県の対応が非常に不十分であったと。むしろ、これはあってはいけない体制だったという内容が、そのまま勧告に表れていると考えていいんでしょうか、お伺いいたします。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 委員のおっしゃるとおりでございます。

まず、法人の取引内容というのは明らかにされるべきであるということと、その委託料の入出金の状況というのも、県においては明らかにする必要があるというところで、ここについては勧告のほうで適切な措置をするよう求めたところでございます。

**○高橋真委員** 結果、20ページの判断の中では強く指摘をされていたり、また、この適正な事務処理だとはもう認められないということもあります。これ午前中、宮里委員も言っておりましたけれど、この財政支援指針の中においても、この追加払込資本、アディショナル・ペイドイン・キャピタルの、この内容についても、適正な事務処理であったとはもう全く認められないんだということをおっしゃっておりますけれど。結論として、こういうふうな財務会計の在り方について、これは強く県に是正を求めるものなのか、お伺いいたします。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の報告書の結果の中で、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものであるというのは、ここも含めて3か所だというふうに申し上げたところですが、この部分については、その指摘の趣旨を踏まえて、執行部においては適正に処理をすべき、措置をすべきものだと考えております。

**○高橋真委員** このお金の流れも含めて、最終的に勧告の中でも申し上げられていると思うんですけど、このワシントン駐在に係る公金の流れについては

不明な点が残る状況だと断じております。

ということは、これはしっかりと是正を求めると、勧告で求めるということではありますが、例えば今、ワシントン事務所は、昨今の報道で閉鎖されたというふうな報道がありまして、県は監査委員のこの勧告に対して、もしかしたらもう閉鎖したから、もうこれで終わりだというようなことが考えられるんですが、そうなったらこの勧告された意味というか、この指摘をされた意味というのが、なかなか厳しいものになるなど私は考えておりまして、やはり監査委員としてどういうスタンスを県に求めたいと考えておりますか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** ワシントン事務所といいますか——法人のほうですね。法人の解散をしたということで、これちょっと私も報道でしか見ていないんですけども。法人の解散をしたとしましても、この23ページの勧告の（2）のほうで言っているのが、今、高橋委員のおっしゃっている趣旨に沿うことかと考えておりますが、まず（2）のほうでは、県の委託事業に係る委託料が、当該事業のために適切に支出されたことを確認する観点からというのをあえて付記をしております。そこについては最低限、県としては、その法人のあるなしにかかわらず整理すべきことだろうというところで、そういうふうに書いております。ですので、この措置をする主体は県でありまして、その入出金について確認できる資料を徴するなど、県においてその内容を整理し、明らかにすることということでもありますので、法人のあるなしにかかわらず、そこは県が責任持ってやっていただくところということで報告をしているところでございます。

**○高橋真委員** 以上です。

**○座波一委員長** 続きまして、新垣光栄委員。

**○新垣光栄委員** お疲れさま、よろしくお願いたします。

それではですね、委託の件に関してお聞きしたいんですけども。委託に関しては問題なかったと。そして、けどその資金の流れがあって、委託先からも問題を指摘しているんだということで、私認識しているんでそれでよろしいでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 各年度の委託事業については、それぞれの年度で完結しているものとして捉えております。

ただし、その中で途中の段階として、委託料がこれまで認識されてこなかった法人というものが米国にあって、そこを経由している部分がある。そこは、当該法人の経理がしっかりしていれば、どこから入ってきて何に使われたというのが見えるんですけども、現在、出てきている資料の中では、その法人の経営自体が見えないというところですので、その法人自体の取引全体のお金の出入りの状況と、少なくともその口座の出入り——部分的なものです。そこについては、少なくとも委託料の出入りというのは、しっかり明らかにすべきだろうという指摘でございます。

**○新垣光栄委員** この委託っていうのは公募して委託を決めるわけですよ。それで、この資金の使い方というのは、この会社が、法人がやるわけでありませう。

しかし、今回この公募の中で、そういったワシントン事務所です、経費として使うとか、そういうもので監査しましたか。どういう項目が、委託料の公募の条件になっていたかというのも調べていますか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 委託の範囲というのは、契約書の仕様書の中で定められていることを確認しております。

**○新垣光栄委員** その中で運営支援、ワシントン事務所への運営支援という項目はあったのか、なかったのか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 単年度の契約になりますけれども、令和3年度の仕様書を見てみますと、仕様書の中ではワシントン駐在の運営を支援するため、以下の事項を実施するという中で、事務所の運営支援に関することというのがございます。

**○新垣光栄委員** 私、そこが一番問題だったと思うんですよ。なぜかという、沖縄県も経済的、効果的な契約をするためにですね、本来であれば、会計責任者、この出納責任者をワシントン事務所に置くことがベストだったと思います。それが余りにも早急にやっちゃって、法的なチェックもしないまま、この委託の中にそういった資金の流れを委託設計の中に入れ込んだのが、もう原因ではないかなと思っていてですね。そういう認識の下、ワシントン事務所が出納責任者もいない中で現金取扱いができたかどうか、その辺はどう判断していますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この仕様書の中でも事務所の運営支援という言葉がありますけれども、ここは最初の冒頭で申し上げたとおり、ワシントンDCには県の機関はないと。まず機関、組織として出先機関でも何でもなくて、職員が2人いるという状況ですので、そこの中の出納員、その中で会計を処理するという仕組みにはなっていなかったということでございます。そのためには、この今回の意見の中でも、その体制というのが、そもそもしっかりと仕組みづくりができていなかったのではないかと、意見のほうでは述べていただいております。

○新垣光栄委員 私、やっぱり公務員というのは、一番、現金を扱うことができますね、やっぱりちゃんと決められているわけですよ。そういったワシントン事務所の中に、そういう現金を扱う職員として特化した職員がいなかったんで、私、委託先に運営支援の形で現金の流れがあったのかなと思っておりまして。そういった考えをすると、すっとんと落ちるなと思っていましたものですから。それも踏まえて、この出納責任者の業務というのはどういうものが——公務員の一般の業務の中で出納責任者、現金を扱うものの業務はどのようなもので、どのような規定になっているか教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 一般的に、出納の仕事は、県の公金の入出金を扱うという役割であります。

○新垣光栄委員 これが、責任者として任されていない普通の職員がそういう現金を扱うことができますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 決まった職員しかできないことになっております。

○新垣光栄委員 そこでワシントン事務所の2人がですね、そういった地位になかったと思います。そこで委託先に、こういう運営支援を任せることによって業務を遂行しようと。そして、経済的かつ効果的な部分を重視したあまりにですね、そういったことが起こったのではないかなと、推測ではあるんですけども。これからそういう観点も踏まえて、しっかり調査していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

そしてもう一つ、この法に抵触することを治癒するというんですけども、法に違反する行為の状態を是正すること、私はできると思っております。そう

いった違法状態を解消することが今、求められていてですね、県もそういうことに取り組んでいて、様々な施策を打ってきたと思います。法的に、そういった行政の違法状態は是正できると思うんですけど、どうでしょうか。監査委員の立場からですね。だからこそ治癒させるために是正しなさいということだと思うので。どうでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の監査結果報告書においては、今のことを治癒させるかという観点ではなくて、今現状においてはこういうふうな不適正なことが指摘されますということで、その反省も踏まえて今後の事務に生かしていただきたいという趣旨で、意見を述べさせていただいたところでございます。

なお追認につきましては、報告書の中でも監査請求いただいた後に、執行部のほうのお考えで対応されておりますけれども、そのことについて記載をしておりますが、その判断については、特に今回の報告の中では触れておりません。

**○新垣光栄委員** では内部統制のことも書かれていて、今後にこういった事例が起こらないように、しっかり取り組んでいただきたいという報告書、まさにそのとおりだと思います。

しかし、一般的に私たち様々な事例が出てきます、この議会です。やはり違法状態のものを何度も是正してきたわけですよ。皆さんの、審査の是正勧告を受けながらですね。そういった件からすると、このワシントン問題も是正することができると思っていますんですけども。しっかり調査した上で、しっかり結果を出しながら、是正することはできると思うんですけども。一般的にですよ。今回は調査項目に入っていないかもしれないんですけども、一般的な見解でどうでしょうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 一般的なことで申し上げれば、不適正な事務が行われた場合には、それを法的に治癒できるものであれば、その手続を取るべきだろうと思います。なお、さらに今後については、そのような不適正なことが起こらないように注意していくということが大事かと思います。

**○新垣光栄委員** 以上です。

**○座波一委員長** 次、お願いします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 お疲れさまです。いろんな御意見がありました。皆さんも大変御苦労して、この報告書を出していただいたんだというふうに思います。

実は私も民間の会社を何社もつくり、設立も経験し、かつ清算終了も経験している者として、この会社ね、これは委託料から云々ということを含めてですよ、当初は発起人がいて、何のためにこの会社をつくるかということで定款をつくりまますよ。定款をつくって法務局にちゃんと提出をして、そしてそれから幾らの資本とするかということでやっていくのが通常の手続なんですよ。だからここが最初なんですよ。これがすっぽり抜けているんですね、当初から。しかも、これ定款に何の事業をするかも書いていないということですね。だから何をするか分からない会社が、委託料から払ってもいいですよという指示もない中で、委託料から出して行って、それがほったらかしになっている間に、事業がどんどんどんどん進んでいったように見えているだけで、この会社、これ本当に県の会社なのかと、僕は非常に不思議に思っていたわけですよ。何を追認したんだろうかと。PLばかり見せてね、出し入れは年度で年度で委託料が分かるでしょうけれど、会社としてはBSもあるんですよ。BSとPLがきちっと合っていないと。高橋委員が言ったアディショナル・ペイドイン・キャピタルなんて言うのは貸付金なのか何なのか分かりませんよ。しかもこれ、お知らせというのは我々に——清算終わりました、オールクリアです、ときたわけですよ。何がオールクリアになっているのかと。これ議会で議決しなくてはいけない話なのに、何のとんちんかんな話をしているのかというのが、この問題の今、いろんな指摘を受けているけれども、端的な流れなんですよ。株券見ましたか。株券見て、それは誰の名義になって、署名しているかもしれんけれど、株券っていうのは私も見ていないんですよ。定款も見たことがない。何も書いていない。何の事業をするかも決められてもいない。そんな会社は存在できないんですよ、普通。法務局に認められるはずがない。この点はどうなんですか。監査の中でそういった指摘を前提にした議論というのは、ありましたか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 株券の現物については本庁に来ていますので、監査委員事務局の職員のほうで出向いて、現物を職員のほうで確認をしております。そのコピーは、委員も確認をしています。

定款について、目的を記載すべきであろうというのは、まさしくおっしゃるとおりだと思います。それで報告書の7ページのウのほうで、今、大浜委員から御質問があった件については書いているつもりでございますけれども、総務部長決定による改定前の公社等外郭団体の財政支援等にする指針の第2において、公社等外郭団体の設立に当たっては、設立目的、実施する事業の性格、公

共性及び公益性の度合い等を総合的に検討し、株式会社や財団法人等最も適切な法人の形態を選択することとされております。

その続きですけれど8ページ。本件法人について、執行部はワシントン駐在職員が現地で活動するための受皿となる法人として設立されたと説明しているが、本件法人は営利活動としての事業を行っておらず、また本件法人の管理業務の多くはワシントンコア社が行っている。そのため執行部は、先ほど申し上げた上記の改訂、改訂前の財政支援指針第2の内容を参考に設立の目的、法人設置の必要性も含め、適切な法人の形態について改めて検討を整理し、説明する必要があるものと考えておまして、定款につきましては、現行の本件法人の定款には、事業目的が記載されていないが、条件も踏まえて、本件法人が行おうとする事業が、県の行政と密接に関わっているものであること等、県が設立する理由ですね、そのことを明らかにするためにも、定款には、事業目的を記載することが適切であるというふうに指摘をしたところでございます。

**○大浜一郎委員** 清算はもう終わりましたよ、清算しましたよと言っているが、我々まだ認めていないけれども。清算するまで定款に何も書いていない状況だった。今からこれ治癒できますか。多分できないと思う。だから、何をすることも決めずに、意思決定もない。かつ、この定款の署名人はこの弁護士ですよ。県が認めたものでもない。だからこれ県の会社なのかと思ったりもするわけですよ。だから何を公有財産台帳に登録したのかが、僕には、非常に、もう一番シンプルな疑問ですね。これ治癒できますか、定款の問題が。この株券を見たって言うから、ちゃんとDCオフィスって書いてあったのかどうなのか。当時の所長が署名しているのか分かりませんが、株券が発行されて、これが委託料から出さないという中でも、ないまま設立をされて、定款は県がつくった定款ではなくて、弁護士がサインしたのがそのまま残っていた。それが今さら治癒できるかどうか。これっていうのは、どうなんですか、皆さんの中でこういう議論。これってシンプルなベース論なんですよ。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 今回の報告書の中で、今読み上げたところについては、現状その法人があるとして、現状については定款にはないということの確認をしましたと。しかしながら、そもそも、その設立の当時にこの要領等に基づく検討がされておくべきだったであろうということを書いております。

その法人が、今、最近存在が分かったのであれば、再度ですね、この法人というのがまだ今なお現状において、その要領に照らして県の施策目的として必

要であるのかどうかというのを含めて検討すべきではないかということともに、そのためにはその会社が何をやるかというのは分からないといけませんから、当然定款にはそのことがないといけないだろうということの趣旨で記載したところでございます。

**○大浜一郎委員** これ著しい適格性を欠いた措置だと僕は思うし、これはもう完全に違法ですよ。これどうやって解散するかも分からないんですよ。定款を県がやっているわけではない、株主構成も曖昧。今、そういう中でこの会社が存在しているのか誰も知らないと言っていて、突然あったことを知っているというのが去年に明らかになった。だからこの会社って一体、どこの誰の会社なのかなど。よくこんなこと10年も続けてきたなって思うんですよ。そこにお金のやり取りがあって不透明なことがある。これ当然です。帳簿がないんですよ。帳簿がない、だから決算書もない。決算書もない、だから稟議もしていない。監査も受けていない。我々民間にしてみれば決算書というのはむちゃくちゃ大変な報告書なんですよ。監査というのは、物すごいひりひりするものなんですよ。

**○座波一委員長** 大浜委員、質問をお願いします。

**○大浜一郎委員** これもう関連していますから言っていますけどね。だから、このようなことが、今法人があるという前提で監査報告、指摘をやっているかもしれないけれども、この会社自体存在し得るものかどうか。そののちよつと根本的なところの議論は、もともとベースになって議論されていたのかどうか。

**○渡嘉敷道夫代表監査委員** 監査委員としましては、現在の状況ということをお前提にして監査をせざるを得ないという事情がございます。その法人があるとしたことを前提にした、この10年間いろんな事業が行われてきて——例えばその法人があることを前提にした経営状況の報告をしなければならないとかですね。ということに繋がってくる。一旦は、その法人はあるものとして、そういう目で見ないと監査ができなかった事情がございます。そういうことで存在していることを前提にしますけれども、そもそもの設立当時の手続が正しかったのかどうか、実際どうするべきであったのかどうかということについて、監査として、今後の県の行政事務の執行に資するために指摘をしているところでございます。

そもそも法人があるかどうか——またかなり深い法律論になってくるとは思いますが、そこについては、監査としては今回の報告書の中では触れてはいないところでございました。

○大浜一郎委員 千歩譲って仮にあったと、存在があったという前提にしてもですね、この経営報告が全く出ていなかった、ずっと。決算書も出ていないし、議会にもそれが報告されていないという中で、その年度年度で急ごしらえで、提出されたものというのは、これは合法的に認められるものですか。これ議会に諮っているものでも何でもありませんよ、どうなんですか。これは認められるのでしょうか。閉鎖する根拠となる決算書があるのかどうなのか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 恐縮ですけれども、閉鎖についての手続については監査事項にはなっておりませんので、ちょっとこの場では申し上げられません。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員より県が急ごしらえで作ったこれまでの決算書は、認められるものなのかとの質問の補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 地方自治法上で県に求められているのが、関係する法人の県の出資等に係る法人の経営状況報告書ということで、法人が作った決算書等を基に、その内容を知事部局のほうで報告書を作成して、議会に報告するという仕組みになっております。おっしゃるように、これがこれまでされていなかったということで、今年2月ですか、まとめて提出がされたところがありますが、確かにその中身につきましても、その基となる法人のしっかりとした書類等というのがあまり十分でないまま作られたものかなとは思っております。それもあったので、今回の勧告の中では、本件法人に係る入出金の内容を明らかにすることということ、来年の3月末までに出してくださいということで勧告をしたところでございます。そういう文言にしたのは、総勘定元帳とか特定の帳簿とかを作りなさいと。本来それがあべきだと思っておりますけれども。ある意味、少しは資料の限界があると思っておりますので、できる限りこの27年

度以降の会社の法人の入出金について分かる資料について出すべきではないでしょうかということ、勧告で述べたところです。

○大浜一郎委員 今回の御答弁の中で言えば、これは急ごしらえで、ぱっと提出されたものに関しては、なかなか信憑性が低い。かつ、これはメモ書き程度のものというような見方にしか、僕はならないと今感じるわけですよ。今の答弁からするとですね、そのような理解でよろしいんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 自治法に基づく県の出資等に係る法人の経営状況報告書というのは、知事のほうで作成をして議会に報告するということになっておりますので、それについては2月に提出されたということで、特にそのことについて監査委員として申し上げるべきものではないと思っております。

ただし、その中で法人の貸借対照表等の中で、これは12月末締めになっておりますけれども、現金預金が——例えば6万ドルぐらいある年があるとかということがありましたので、その経営状況報告書そのものというよりは、その会社法人の経営状況と取引の状況とかがどうだったのかということについて、明らかにできないかということで今回、勧告をしているところでございます。

○大浜一郎委員 最後になります。県は、今後は清算終了まで終わって、オールクリアになったと、お知らせということで我々に来たんですよ。今後これを清算した場合に、監査委員としては、きちんとそれに対する監査をする予定はありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 法人の解散につきましても、まだ何も聞いておりませんので、今後の監査につきましてもは監査委員としての中の協議で、必要に応じてやっていくことになると思います。

○大浜一郎委員 以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。

まず最初に、監査結果報告書を作成するに当たり、ワシントン駐在に関する調査検証委員会の報告書が3月に上がったと思うんですけれども、それは監査

委員の中でも共有されているという理解で——要は、それを読まれて臨んでいるかどうか確認させてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 当該報告書は、読んでおります。

○西銘啓史郎委員 その中で幾つかポイントになると思うんですけども、4月18日付の県の執行部の提出資料で、ワシントン事務所の法人登録についてというのがあったんですけども、記録が残っているわけですね。この調査検証委員会の報告書が上がっている内容ですけども。要は、令和2年11月の段階で株式会社についてのいろんな聞き取りをしているわけですね。この資料というのは、監査委員としては把握されていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 数千ページに及ぶ資料を頂いておまして、ちょっと確認しておりますが、その中に入っていたかどうかちょっと今即答しかねます。

○西銘啓史郎委員 あと先ほどの高橋委員と重複しますけれども、この監査結果報告書は執行部にいつ誰がどのように送付したのかとあったと思いますけれど。どのように執行部にはお渡ししたか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 報告書は6月3日付になりますけれども、その日に議長には——その日は副議長でしたけれども、手交すると同時にお渡ししまして、その同じ時間帯でですね、知事部のほうにもこの文書として提出をしております。

○西銘啓史郎委員 これは誰が誰に渡したか、もし分かれば教えてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 監査委員事務局の職員から、秘書課の職員に対してお渡しをしております。

○西銘啓史郎委員 ごめんなさい。秘書課の職員っていうのは、課長なのか。いっぱいいるじゃないですか。誰から誰にこれを渡したのかというのを確認させてください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 今回の本件に関する窓口となっている担当の職員

に渡しております。窓口は秘書課の職員になります。

○西銘啓史郎委員 なぜそれを聞くかというのですね、これが6月3日に秘書課の職員に渡されて、そこからどのように上がったか私分かりませんが、最低限、例えば知事公室長であったり、それから知事まで目を通すか分かりませんが、いろんな要望、勧告と意見が出ているじゃないですか。それを執行部がちゃんと目を通したのかどうかポイントだと思ったんですね。要は、皆さんからのこの報告書の重要性をどのように執行部が受け止めているのかが大事だと思っています。

ですから、職員に渡しました、ここで皆さんの仕事は終わりかもしれませんが、その先がどうなっているのか私たちも調べますが、申し上げたいことは、先ほど渡嘉敷代表監査委員は、解散等については新聞等で知ったということでしたので、実は私たちは昨日書面でもらっているんですね、これはもらっていないという理解でいいですよ、この書面は、見ていないですね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 私は見ておりません。

○西銘啓史郎委員 ちょっと簡単に言うと、令和7年6月16日付これ知事公室の基地対策課の意味だと思います。知基第92号で県議会議員各位ということで、公室長名で来ている文書ですけども。これ、完了しておりますのでお知らせしますという文章なんです。これ、本当は我々も議会の議決が必要ではないかという話をしましたけれども、これまた一般、代表でやりますけれども。この中で見ると時系列に書いてあって、5月31日に事務所の賃貸契約を解除して退去したとあって、その後6月10日同法に基づく登録を抹消したとあるんですけど。要は3日に渡ったこの監査報告書の勧告意見があって、県の執行部がこれをどう受け止めたかは知りませんが、この10日間これを見ていたかどうか私分らないんです。要は、皆さんのこれを重く受け止めていけば、こういった勧告、指摘があるというのであれば、監査委員の皆さんに対して何らかのアクションがあってしかるべきだと私たちは思っているんですけど、これを渡しました、受け取りました。もしかしたら誰も見ていませんということにならないようにしたいんですけども、この辺はどのように代表監査委員としては考えていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 渡したのは秘書課の担当職員でありますけれども、その当日に担当の間では今回の報告書に対するやり取りをしておりますの

で、担当する職員に渡っていると考えております。

○西銘啓史郎委員 今やり取りというのは、この説明をしたという理解でいいですか。やり取りというのはどういうことですか。別に皆さんを責めているわけではないですよ。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 担当者の手に渡っているということが、確認できているということです。

○西銘啓史郎委員 これに対して、例えば知事公室長なり基地対策課長から監査委員の、代表監査委員でもいいですけど、何かコメントとか何か質問とかありましたか、6月3日以降今日まで。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 この件につきまして、特にやり取りをしておりません。

○西銘啓史郎委員 それが大事だと思っているんですけどね。要は、皆さんが我々の議会の要求に基づいてこの監査報告書を作りました。大変私も重たいと思っています。感謝も申し上げます。

ただ、いろんな勧告、意見がある中で、先ほど冒頭、代表監査からは、あまり法的な拘束力はないみたいに私は聞こえたんですけども、これだけ勧告しても、意見を出しても、これが例えばいつまでに——先ほど3月末までにとありましたけれども、これに対する執行部の受け止めがすごく気になるものからです。このまま言葉を選ばないで言うと、軽く受け止めて何も気にしないような雰囲気だとまずいなど、私たちは思うわけですね。せっかく監査の方がこれだけ監査をして指摘をしても、執行部として何も確認もない。ましてや、もう解散しましたという書面一枚で、全てを完了させようとしていることに対しては、我々まだ不満があるんですけども。監査の立場上もですね、本来はこの重みをもっと我々は執行部が受け止めるべきだと思って、今あえてお聞きをしています。それに対して、何かあれば……。

○渡嘉敷道夫代表監査委員 先ほども申しあげましたけれど、勧告等は一般的には法的拘束力ないし強制力を有するものではないが、勧告を受けた相手方は、これを尊重しなければならない義務を有すると解されるという解説がございます。我々としては当然、この監査の報告、勧告意見というのは、それなりに執

行部においても受け止めていただいているというふうに考えております。

**○西銘啓史郎委員** 受け止めているのであれば、何らかのアクションなり対応があっても私はしかるべきだと思うので、これまた一般質問や代表質問でもやりますけれども。要は皆さんがこれだけ日常の業務がある中で、これだけのものをまとめてくださってチェックをしてね、我々議会に提出してくれたことに関しては、感謝申し上げます。皆さんのこの苦労が無にならないように私たちは、徹底的に追求するところを追求して、さらに行きたいと思います。これは執行部に対してですよ、皆さんではなくて。ですので、この辺の重みを本当に執行部が感じているかどうか、私今感じられなかったのも、その法的拘束力がないと言いながらも、しっかり重く受け止めているのかどうか、これまた議会でもしっかり確認していきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

**○座波一委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○座波一委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、監査結果報告書（令和6年11月26日付け請求）についてに対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

(休憩中に、今後の委員会の流れについて協議した結果、これまでの調査内容について中間整理を行うこと、また、次回委員会は執行部に対して監査報告の内容やこれまでの提出資料、ワシントンDCオフィス社の解散等について質疑することについて意見の一致を見た。)

**○座波一委員長** 再開いたします。

次回の委員会については、休憩中に御協議いたしましたとおり、知事公室長等の出席を求め、監査結果報告書及びワシントンコア社からの回答、これまでに提出された資料等の内容に関して質疑を行うこととし、日程等の詳細については、委員長に御一任願いたいと思います。

加えて、先ほどの事務所閉鎖の件も新たに出てきた事情ですので、それも含めた確認ということにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会として、これまで執行部に対し要求した資料の提出状況を整理しましたので、事務局から説明させます。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から資料の提出状況から説明を行った。その後の協議により執行部に対してワシントンDCオフィス社の入出金が確認できる資料を要求すること。提出済の資料の不開示の理由を再度確認した上で、改めて開示を求めていく手段等を検討することで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

資料の要求についてなんですが、ワシントンDC社の入出金の記録をですね、提出を求めたいということで、議長名で要求することにしてよろしいですか。

○比嘉瑞己委員 反対ではないんですけど、理由を言った上で提案してもらえませんか。判断がちょっとできない……。

○座波一委員長 理由、ワシントンのこのDC社が閉鎖をしたという説明がありました。皆さんにもあったかと思えます。その説明の中では、閉鎖に至るまでの、この資金の流れが掴めていないということと。閉鎖に関しての手續の適正さというかな法人閉鎖の適正さも、やっぱり聞く必要があるだろうということで、この入出金の確認をしたいということでなんです。

以上の理由等により、執行部に対して、ワシントンDCオフィス社の入出金が確認できる資料を請求するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一